

指定統計・承認統計・届出統計月報

平成 19 年 3 月

(第 55 卷・第 3 号)

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 統計調査の審査状況（総括表）	1
（1） 指定統計調査の承認	3
（2） 承認統計調査の承認	6
（3） 届出統計調査の受理	8
2 指定統計調査の承認	9
法人企業統計調査（財務省）	11
学校基本調査（文部科学省）	13
建築着工統計調査（国土交通省）	18
経済産業省企業活動基本調査（経済産業省）	20
学校教員統計調査（文部科学省）	23
作物統計調査（農林水産省）	29
医療施設調査（厚生労働省）	31
賃金構造基本統計調査（厚生労働省）	34
船員労働統計調査（国土交通省）	37
3 承認統計調査の承認	41
出所受刑者に対する処遇効果に関する意識調査（法務省）	43
個人情報保護に関する事業者の取組実態調査（内閣府）	44
灯油及びプロパンガス消費実態調査（資源エネルギー庁）	45
電力需要調査（資源エネルギー庁）	46
経済産業省設備投資調査（経済産業省）	48
石油輸入調査（資源エネルギー庁）	51
社会保障生計調査（厚生労働省）	53
宿泊旅行統計調査（国土交通省）	55
法人企業統計調査附帯調査（「固定資産の減損会計」の導入について）（財務省）	57
社会保障実態調査（厚生労働省）	59
最低賃金に関する実態調査（厚生労働省）	61
生コンクリート流通統計調査（経済産業省）	63
放送番組制作実態調査（総務省）	64
自然再生の推進に関する意識等調査（総務省）	65
建設工事進捗率調査（国土交通省）	68
建設労働需給調査（国土交通省）	69
主要建設資材需給・価格動向調査（国土交通省）	70
独立行政法人等個人情報保護法施行状況調査（総務省）	72
家庭電気製品の量販店販売統計調査（経済産業省）	73
農業協同組合及び同連合会一斉調査（農林水産省）	74
海外事業活動基本調査（経済産業省）	77

4 届出統計調査の受理	79
(1) 新規	81
県民の福祉に関する満足度意識調査（新潟県）	81
自然再生の推進に関する意識等調査（総務省）	82
食に関する意識調査（神奈川県）	85
(2) 変更	87
人口移動統計調査（広島県）	87
卒業後の状況調査付帯調査（鹿児島県）	89
鶏卵生産量等調査（新潟県）	91
学校における教育の情報化等の実態に関する調査（文部科学省）	92
住民基本台帳人口移動報告（総務省）	93
行政機関個人情報保護法施行状況調査（総務省）	94
職種別民間給与実態調査（人事院）	95
農林水産関係試験研究機関基礎調査（農林水産省）	97
「医療費の動向」調査（厚生労働省）	98
賃金実態調査（富士市）	100
(3) 中止	101
労働状況調査（福井県）	101
生産動態統計調査（埼玉県）	103
学校給食実施状況調査（文部科学省）	104
米飯給食実施状況調査（文部科学省）	107
学校給食費調査（文部科学省）	109
賃金事情調査（広島県）	111
5 参考	113
承認統計調査の実施機関別・年（月）次別承認件数（報告様式単位）	115
届出統計調査の実施機関別・年（月）次別受理件数	119

1 統計調査の審査状況 (総括表)

1 指定統計調査の承認

指定統計調査の名称	承認年月日	承認事項の主な変更	申請者
法人企業統計調査 (7条2項)	H19.3.2	商法(明治32年法律第48号)の改正及び有限会社法(昭和13年法律第74号)の廃止が行われ、会社については、会社法(平成17年法律第86号)で規定されたことにより、平成19年4月1日より、調査の範囲に「合同会社」を含めるように変更する。また、企業会計基準の変更に伴い、調査票の用語を「資本」を「純資本」に変更する等を行う。	財務大臣
学校基本調査 (7条2項)	H19.3.6	学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)の一部改正に伴い、調査票及び調査要綱について以下の変更を行う。 (1)「盲学校・聾学校・養護学校」を「特別支援学校」に変更する。 (2)「助教授」を「准教授」に変更する。 (3)「助教」を追加する。	文部科学大臣
建築着工統計調査 (7条2項)	H19.3.8	独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)の施行に伴い、平成19年4月1日より、住宅金融公庫に代わり、独立行政法人住宅金融支援機構が設立されることを受けて、調査事項中の「住宅金融公庫住宅」を「住宅金融支援機構住宅」に変更する。	国土交通大臣
経済産業省企業活動基本調査 (7条2項)	H19.3.20	諮問第312号の答申「経済産業省企業活動基本調査の改正について」(平成18年11月10日統審議第10号)を踏まえ、以下の変更を行う。 (1) 調査の期日を「毎年6月1日現在」から「毎年3月31日現在」に変更 (2) 科学技術研究調査及び法人企業統計調査の転写事項を増やす。 (3) 調査対象業種に、大分類Qサービス業(他に分類されないもの)のうち、「中分類81-学術・開発研究機関」、「中分類82-洗濯・理容・美容・浴場業」、「中分類85-廃棄物処理業」等を追加 (4) 従業員の内訳として「うち、正社員・正職員」、「パートタイム従業者(就業時間換算)」の欄を追加 「有形固定資産の増減」を「固定資産の増減」に変更し、「無形固定資産の当期取得額」及び「無形固定資産の当期減少額」の欄を追加 「商品類別の直接輸出額及び直接輸入額」の削除 「11 バイオテクノロジーの利用形態」を平成19年調査のみの項目として追加 「12 企業経営の方向」として、事業部数の欄、機	経済産業大臣

指定統計調査 の名称	承認年月日	承認事項の主な変更	申請者
		関等の設置状況、団塊世代の退職等の取組状況の設問を追加	
学校教員統計 調査 (7条2項)	H19.3.26	<p>学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)の一部改正に伴い、調査票及び調査要項について、「盲学校・聾学校・養護学校」を「特別支援学校」に変更する。</p> <p>調査票データの入力方法が変更されることに伴い、調査票レイアウトを変更する。</p>	文部科学 大臣
作物統計調査 (7条2項)	H19.3.26	<p>諮問第315号の答申「作物統計調査等の改正について」(平成19年2月9日統審議第1号)を踏まえ、以下の変更を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調査の種類 <ul style="list-style-type: none"> かんしょ及び甘味資源作物(てんさい及びさとうきび)に係る予想収穫量調査を廃止する。 2 調査事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 収穫量調査において、麦類を災害被害量に係る調査対象から削除する。 (2) 上記1の予想収穫量調査の廃止、調査方法の変更に伴い、関係する調査票の見直し、調査事項の簡素化等を行う。 3 調査の範囲及び方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 作付面積(栽培面積)の減少等を踏まえ、調査対象品目等を削減する。 (2) 耕地面積調査及び水稲に係る作付面積調査において、調査員による実測調査を導入する。 (3) 水稲以外の作物に係る作付面積調査及び収穫量調査は、農業協同組合その他の関係団体を対象とする面接調査を廃止し、往復郵送調査(自計申告)により実施する。 (4) 水稲以外の作物に係る収穫量調査は、職員による作況基準筆の実測調査を廃止し、標本経営体を対象とする往復郵送調査(自計申告)により実施する。 (5) 水稲以外の作物に係る巡回・見積り調査は、作柄・被害状況の要因把握に限定して実施する。 4 集計方法 <p>調査方法の変更に伴い、水稲以外の作物に係る収穫量は、関係団体又は標本経営体に対する調査結果から推定した10アール当たり収量を算定し、これに作付面積を乗じて求める。</p> 5 結果の公表 <p>往復郵送調査(自計申告)の導入に伴い、一部作物に係る調査結果の公表時期を変更する。</p> 	農林水産 大臣

指定統計調査 の名称	承認年月日	承認事項の主な変更	申請者
		<p>6 関係書類の保存 全国結果表の保存期間を「5年間」から「永年」にする。</p> <p>(注) 標本経営体とは、2005年農林業センサス（指定統計第26号を作成するための調査）の結果に基づき整備された母集団情報から無作為に抽出した農林業経営体をいう。</p>	
医療施設調査 (7条2項)	H19.3.28	<p>調査の範囲中の「医療法施行規則第1条」を「医療法施行規則第1条の14」に変更する。</p> <p>これは、「良質な医療を提供する体制の確立を図るため医療法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第84号）の一部及び「医療法施行令の一部を改正する政令」（平成19年政令第9号）が平成19年4月1日から施行され、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の一部が改正されることに伴い、医療施設調査の動態調査に係る部分について、条項の位置に変更が生じたため、機械的に変更したものである。</p>	厚生労働大臣
賃金構造基本統計調査 (7条2項)	H19.3.30	<p>学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正に伴い、平成19年4月1日より、「助教授」が廃止され、「准教授」が新設されることを受けて、調査結果の表章に用いる職種区分の変更を行う。</p>	厚生労働大臣
船員労働統計調査 (7条2項)	H19.3.30	<p>諮問第316号の答申「船員労働統計調査の改正について」（平成19年2月9日統審議第2号）を踏まえ、以下の変更を行う。</p> <p>(1) 調査事項の変更 女性船員及び外国人船員の労働実態が明らかとなるよう、「女性船員」欄及び「外国人船員」欄等の事項を追加する。</p> <p>「食料金」、「従業制限」等に係る事項を削除するほか、「割増手当」と「夜間割増」との統合など調査事項の簡素化を図る。</p> <p>(2) 一般船舶調査の12月調査の廃止 一般船舶調査（第1号調査）の6月調査において、年間総労働時間を一括把握するよう変更することに伴い、従来、年間総労働時間の推計に資するために実施していた12月調査（月間総労働時間のみの簡易調査）を廃止する。</p> <p>(3) 調査期間の明確化 従来、明記されていなかった一般船舶調査、漁船調査及び特殊船調査の各調査に係る調査期間を規定する。</p>	厚生労働大臣

指定統計調査 の名称	承認年月日	承認事項の主な変更	申請者
		(4) 集計事項の追加 一般船舶調査において、月間総労働時間と月間報酬額とのクロス集計、船員の年齢階級別、経験年数別の平均報酬額等に係る集計事項を追加する。	

2 承認統計調査の承認

承認番号	承認年月日	統計調査の名称	申請者
No.26811 (旧 No.26455)	H19.3.1	出所受刑者に対する処遇効果に関する意識調査 社会生活に関するアンケート	法務大臣
No.26812 (旧 No.)	H19.3.2	個人情報保護に関する事業者の取組実態調査 個人情報保護に関する事業者の取組実態調査票	内閣総理大臣
No.26813 (旧 No.25947)	H19.3.2	灯油及びプロパンガス消費実態調査 灯油及びプロパンガス消費実態調査票	資源エネルギー 庁長官
No.26814 (旧 No.26132)	H19.3.2	電力需要調査 電力需要調査票	資源エネルギー 庁長官
No.26815 (旧 No.)	H19.3.2	電力需要調査 電力需要調査補足調査票	資源エネルギー 庁長官
No.26816 (旧 No.26450)	H19.3.6	経済産業省設備投資調査 設備投資調査票(本票)	経済産業大臣
No.26817 (旧 No.26451)	H19.3.6	経済産業省設備投資調査 設備投資調査票(業種別)	経済産業大臣
No.26818 (旧 No.26452)	H19.3.6	経済産業省設備投資調査 設備投資調査票(リース業)	経済産業大臣
No.26819 (旧 No.26453)	H19.3.6	経済産業省設備投資調査 公害防止設備投資調査票	経済産業大臣
No.26820 (旧 No.23651)	H19.3.8	石油輸入調査 原油調査票	資源エネルギー 庁長官
No.26821 (旧 No.26411)	H19.3.8	社会保障生計調査 社会保障生計調査 家計簿	厚生労働大臣
No.26822 (旧 No.)	H19.3.13	宿泊旅行統計調査 宿泊旅行統計調査調査票(第1号様式)	国土交通大臣
No.26823 (旧 No.)	H19.3.13	宿泊旅行統計調査 宿泊旅行統計調査調査票(第2号様式)	国土交通大臣
No.26824 (旧 No.)	H19.3.14	法人企業統計調査附帯調査(「固定資産の減損会計」の導入について) 法人企業統計調査附帯調査票(上期)(「固定資産の減損会計」の導入について)(平成19年5月)	財務大臣

No.26825 (旧 No.)	H19.3.14	法人企業統計調査附帯調査(「固定資産の減損会計」の導入について) 法人企業統計調査附帯調査票(下期)(「固定資産の減損会計」の導入について)(平成19年7月)	財務大臣
No.26826 (旧 No.)	H19.3.15	社会保障実態調査 社会保障実態調査(世帯票)	厚生労働大臣
No.26827 (旧 No.)	H19.3.15	社会保障実態調査 社会保障実態調査(個人票)	厚生労働大臣
No.26828 (旧 No.26488)	H19.3.16	最低賃金に関する実態調査 賃金改定状況調査票	厚生労働大臣
No.26829 (旧 No.26489)	H19.3.23	最低賃金に関する実態調査 最低賃金に関する基礎調査票	厚生労働大臣
No.26830 (旧 No.23642)	H19.3.23	生コンクリート流通統計調査 生コンクリート統計四半期報	経済産業大臣
No.26831 (旧 No.26258)	H19.3.23	放送番組制作業実態調査 放送番組制作業実態調査調査票	総務大臣
No.26832 (旧 No.)	H19.3.23	自然再生の推進に関する意識等調査 自然再生の推進に関するNPO法人の意識等調査票	総務大臣
No.26833 (旧 No.)	H19.3.23	自然再生の推進に関する意識等調査 自然再生の推進に関する自然再生協議会事務局の意識等調査票	総務大臣
No.26834 (旧 No.)	H19.3.23	自然再生の推進に関する意識等調査 自然再生の推進に関する住民等の意識等調査票	総務大臣
No.26835 (旧 No.21296)	H19.3.27	建設工事進捗率調査 建設工事進捗率調査票	国土交通大臣
No.26836 (旧 No.25959)	H19.3.27	建設労働需給調査 建設労働需給調査票	国土交通大臣
No.26837 (旧 No.25946)	H19.3.27	主要建設資材需給・価格動向調査 主要建設資材需給・価格動向調査票	国土交通大臣
No.26838 (旧 No.26456)	H19.3.28	独立行政法人等個人情報保護法施行状況調査 独立行政法人等個人情報保護法施行状況調査調査票	総務大臣
No.26839 (旧 No.)	H19.3.28	家庭電気製品の量販店販売統計調査 家庭電気製品の量販店販売月報	経済産業大臣
No.26840 (旧 No.26441)	H19.3.29	農業協同組合及び同連合会一斉調査 農業協同組合一斉調査票(総合農協)	農林水産大臣
No.26841 (旧 No.26442)	H19.3.29	農業協同組合及び同連合会一斉調査 農業協同組合一斉調査票(専門農協)	農林水産大臣
No.26842 (旧 No.26443)	H19.3.29	農業協同組合及び同連合会一斉調査 農業協同組合連合会一斉調査票(都道府県区域)	農林水産大臣

No.26843 (旧 No.26505)	H19.3.30	海外事業活動基本調査 本社企業調査票	経済産業大臣
No.26844 (旧 No.26506)	H19.3.30	海外事業活動基本調査 現地法人調査票	経済産業大臣

3 届出統計調査の受理

(1) 新規

整理番号	受理年月日	統計調査の名称	届出者
107015	H19.3.1	県民の福祉に関する満足度意識調査	新潟県知事
107016	H19.3.23	自然再生の推進に関する意識等調査	総務大臣
107017	H19.3.26	食に関する意識調査	神奈川県知事

(2) 変更

整理番号	受理年月日	統計調査の名称	届出者
207009	H19.3.2	人口移動統計調査	広島県知事
207010	H19.3.2	卒業後の状況調査付帯調査	鹿児島県知事
207011	H19.3.12	鶏卵生産量等調査	新潟県知事
207012	H19.3.22	学校における教育の情報化等の実態に関する調査	文部科学大臣
207013	H19.3.26	住民基本台帳人口移動報告	総務大臣
207014	H19.3.27	行政機関個人情報保護法施行状況調査	総務大臣
207015	H19.3.27	職種別民間給与実態調査	人事院事務総長
207016	H19.3.27	農林水産関係試験研究機関基礎調査	農林水産大臣
207017	H19.3.28	「医療費の動向」調査	厚生労働大臣
207018	H19.3.30	賃金実態調査	富士市長

(3) 中止

整理番号	受理年月日	統計調査の名称	届出者
307001	H19.3.23	労働状況調査	福井県知事
307002	H19.3.27	生産動態統計調査	埼玉県知事
307003	H19.3.28	学校給食実施状況調査	文部科学大臣
307004	H19.3.28	米飯給食実施状況調査	文部科学大臣
307005	H19.3.28	学校給食費調査	文部科学大臣
307006	H19.3.30	賃金事情調査	広島県知事

2 指定統計調査の承認

指定統計調査の承認

【調査名】 法人企業統計調査

【承認年月日】 平成19年3月2日

【指定番号】 110

【実施機関】 財務省財務総合政策研究所調査統計部

【目的】 我が国における営利法人（金融・保険業を除く）の企業活動の実態を明らかにし、あわせて企業を単位とする各種統計調査のための基礎となる法人名簿を整備する。

【沿革】 法人企業統計調査は、昭和23年より全営利法人（金融・保険業を除き、資本金1千万円以上は全数調査）を対象に年次別調査を開始し、続いて昭和25年には資本金2百万円以上の法人を対象に四半期別調査が開始されて、現行の年次別、四半期別の統計体系が確立した。その後昭和45年6月指定統計に指定され、また、昭和48年度からは、四半期報の対象企業を、資本金1千万円以上のものに切り上げている。

【調査の構成】 1 - 法人企業統計調査年次別調査票, 2 - 法人企業統計調査四半期別調査票

【集計・公表】 （集計）中央集計（機械集計）（公表）「財政金融統計月報（法人企業統計年報特集号）」（毎年11月、国立印刷局発行）、「法人企業統計季報」（毎四半期、国立印刷局発行）

【調査票名】 1 - 法人企業統計調査年次別調査票

【調査対象】 （地域）全国（単位）企業（属性）金融・保険業を除く営利法人（合名会社、合資会社、合同会社、株式会社）（抽出枠）法人企業統計調査による法人名簿及び財務省内部資料

【調査方法】 （選定）全数及び有意抽出（客体数）30,000（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）決算期（4月から9月）、決算期（10月から3月）、（系統）財務省 財務局（支局・事務所・出張所） 報告者

【周期・期日】（周期）半年（実施期日）毎年1月、7月

【調査事項】 法人の名称及び法人に関する一般的事項、業種別売上高、資産・負債及び純資産に関する事項、損益、利益処分、減価償却費及び費用、役員、従業員数に関する事項

【調査票名】 2 - 法人企業統計調査四半期別調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)金融・保険業を除く資本金1千万円以上の営利法人(合名会社,合資会社,合同会社,株式会社) (抽出枠)法人企業統計調査による法人名簿及び財務省内部資料

【調査方法】 (選定)全数及び有意抽出 (客体数)24,000 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)1月から3月,4月から6月,7月から9月,10月から12月 (系統)財務省 財務局(支局・事務所・出張所) 報告者

【周期・期日】 (周期)四半期 (実施期日)毎年5月,8月及び11月,2月

【調査事項】 法人の名称及び法人に関する一般的事項,業績別売上高,資産・負債及び純資産に関する事項,固定資産の増減に関する事項,投資その他の資産内訳に関する事項,最近決算期における減価償却費,損益に関する事項,人件費に関する事項に関する事項,人件費に関する事項

【調査名】 学校基本調査

【承認年月日】 平成19年3月6日

【指定番号】 13

【実施機関】 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

【目的】 学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにする。

【沿革】 学校基本調査が指定統計として指定される以前の学校に関する統計資料は、国立の学校については「文部省直轄各部年報諸表様式（昭和18年8月31日文部省訓令第22号）」、公私立の大学、高専については「公立私立高等学校、公立私立大学、公立私立専門学校年報諸表様式（昭和18年8月31日文部省令第72号）」に基づき、それぞれの学校から直接文部省に所定の様式で報告せしめ、文部省がこれを集計していたが、公私立の中学校以下の諸学校については「学事年報取調条項及び諸表様式（明治44年3月31日文部省訓令第2号）」により、都道府県知事に対し、その管下の学校から所定の様式で報告せしめ、都道府県知事は、これに基づき統計表を作成して文部省に提出し、文部省はこれを上の集計結果と共に、明治6年以降継続して刊行している文部省年報に掲載、公表していた。しかし、学校制度の発展に伴い学校の内容の複雑化と数の著しい増加とによって、上のような業務報告形式では正確迅速にこれをまとめることが困難になってきた。そこで、学制改革とも関連し、昭和23年に調査内容及び方法などを再検討し、これに抜本的改善を加え、新たに統計法に基づく指定統計とし、その名称も「学校基本調査」という名称が付され、学校統計が新たに発足した。

当初の学校基本調査は、大学並びに従前の規定による大学・専門学校、高等学校及び教員養成所を除き学校教育法上の全学校を対象とし、調査の構成も学校調査、経費及び資産調査（昭和24年以降学校経費調査）、学校施設調査、入学調査、卒業生調査、教員・学生・生徒・児童異動調査及び学令児童及び学令生徒調査の7つの調査で構成され、別に附帯調査として卒業生調査に関連した「就職状況調査」を実施していた。その後、調査対象、調査の構成、調査事項などの変更はあったが、基本的にはこの当初の計画が踏襲されている。

昭和41年調査から附属図書館調査が中止され昭和54年調査では、初等中等教育関係の各調査票の集計が電算化され、これに伴い調査票の様式が変更されるとともに学校施設調査票に各種学校調査票が新設された。

昭和55年調査から、国立養護教諭養成所の廃止に伴い「卒業後の状況調査」以外の国立養護教諭養成所に係る調査票が廃止された。

平成6年調査から、「卒業後の状況調査票」（大学、大学院、短期大学、高等専門学校）の調査項目の「出身高校の所在県」及び「事業所の所在県」を削除し、大学院、高等専門学校（A票）と大学、短期大学（B票）に別れていた調査票の統合を行った。

平成7年調査から、全ての調査票への押印を廃止した。

平成11年調査から、学校教育法等の一部を改正する法律（平成10年法律第101号）による中等教育学校の創設に伴い、「学校調査票」（中等教育学校）、「学校通信教育調査票」（中等教育学校、全日制・定時制）及び「卒業後の状況調査票」（中等教育学校通信制）の新設を行った。

【調査の構成】 1 - 学校調査票, 2 - 学校通信教育調査票, 3 - 不就学学齢児童生徒調査票, 4 - 学校施設調査票, 5 - 学校経費調査票, 6 - 卒業後の状況調査票

【集計・公表】 （集計）中央集計（機械集計） （公表）「学校基本調査報告書」（毎年3月）（表章）都道府県，特別区及び指定都市

【調査票名】 1 - 学校調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）学校 （属性）小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，大学，高等専門学校，特別支援学校，幼稚園，専修学校及び各種学校

【調査方法】 （選定）全数 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年5月1日現在 （系統）文部科学省 報告者（大学，高等専門学校，国立の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校・各種学校），文部科学省 都道府県（沖縄は教委） 報告者（公・私立の高等学校（通信制の課程のみを置く高等学校を除く。），中等教育学校，都道府県立の小・中学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校・各種学校），文部科学省 都道府県（沖縄は教委） 市町村（沖縄は教委） 報告者（市町村立・私立の小・中学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校・各種学校）

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年5月31日（大学（短大を含む），高等専門学校，国立大学の附属学校，国立の特別支援学校，専修学校，各種学校），6月25日（公・私立高等・中・小学

校，特別支援学校，幼稚園，専修学校，各種学校)

【調査事項】 1．学校の名称及び所在地，2．学校の特性に関する事項，3．学部，学科，課程又は学級に関する事項，4．教員及び職員の数，5．児童，生徒，学生又は幼児の在籍状況及び出席状況，6．児童，生徒，学生又は幼児の入学，卒業及び転出入の状況

【調査票名】 2 - 学校通信教育調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)学校 (属性)通信教育課程を置く高等学校及び中等教育学校

【調査方法】 (選定)全数 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年5月1日現在 (系統)文部科学省 都道府県(沖縄は教委) 報告者(通信制の課程を置く高等学校及び中等教育学校)

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年6月25日

【調査事項】 1．学校の名称及び所在地，2．学校の特性に関する事項，3．教員及び職員の数，4．生徒の在籍状況，5．生徒の入学，卒業，退学及び単位修得の状況

【調査票名】 3 - 不就学学齢児童生徒調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)地方公共団体 (属性)不就学の学齢児童及び学齢生徒(報告者は，市町村教育委員会)

【調査方法】 (選定)全数 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年5月1日現在 (系統)文部科学省 都道府県(沖縄は教委) 市町村(沖縄は教委) 報告者(市町村教育委員会)

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年6月25日

【調査事項】 1．教育委員会の名称及び所在地，2．学齢児童生徒の就学の免除及び猶予の状況，3．居所不明の学齢児童生徒の数，4．死亡した学齢児童生徒の数

【調査票名】 4 - 学校施設調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)学校 (属性)私立の小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別

支援学校，幼稚園，専修学校及び各種学校，公立の専修学校及び各種学校，大学，高等専門学校，国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）に定める国立大学に附属させて設置した学校（国立大学附属）及び特別支援学校

【調査方法】（選定）全数（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年5月1日現在（系統）文部科学省 報告者（国立の大学・高等専門学校・特別支援学校（大学（学部）の附属学校を除く。），地方公共団体，教育委員会，公立大学法人，私立学校の設置者（大学・高等専門学校に係るもの。），文部科学省 都道府県（沖縄は教委） 報告者（都道府県立の専修学校・各種学校，私立の高等学校及び中等教育学校の設置者（大学・高等専門学校に係るものを除く。），文部科学省 都道府県（沖縄は教委） 市町村（沖縄は教委） 報告者（市町村立の専修学校・各種学校，私立の小学校，中学校，特別支援学校，幼稚園，専修学校及び各種学校の設置者（大学・高等専門学校に係るもの，高等学校及び中等教育学校の設置者を除く。）

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年6月25日（公立の専修学校，私立の高等学校・中等教育学校・中・小学校・幼稚園・特別支援学校，専修学校，各種学校）7月31日（大学（短大を含む），高等専門学校，国立大学の附属高等・中・小学校・幼稚園・特別支援学校，国立の特別支援学校・専修学校・各種学校）

【調査事項】 1．学校の名称，種別及び所在地，2．学校の特性に関する事項，3．土地又は建物の用途別，構造別等の面積，4．土地又は建物の増減の状況

【調査票名】 5 - 学校経費調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）学校（属性）大学（私立を除く。），高等専門学校（国立高等専門学校機構の設置する学校に限る。），国立大学附属の学校及び特別支援学校

【調査方法】（選定）全数（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）前会計年度間（系統）文部科学省 報告者（国立の大学・高等専門学校・特別支援学校（大学（学部）の附属学校を除く。），地方公共団体，放送大学学園）

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年7月31日

【調査事項】 1. 学校の名称，種別及び所在地，2. 学校の特性に関する事項，3. 経費に関する事項，4. 収入に関する事項

【調査票名】 6 - 卒業後の状況調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 学校 (属性) 中学校，高等学校，中等教育学校並びに特別支援学校及び特別支援学校の中等部・高等部の卒業生，大学及び高等専門学校の卒業生

【調査方法】 (選定) 全数 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎年5月1日現在 (系統) 文部科学省 報告者(大学(短大を含む)・高等専門学校，国立の高等学校・中等教育学校・中学校・特別支援学校)，文部科学省 都道府県(沖縄は教委) 報告者(公・私立の高等学校・中等教育学校，都道府県立の中学校・特別支援学校)，文部科学省 都道府県(沖縄は教委) 市町村(沖縄は教委) 報告者(市町村立・私立の中学校・特別支援学校)

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年5月31日(大学(短大を含む)・高専，国立大学の附属高等学校・中等教育学校・中学校・特別支援学校)，6月25日(公・私立高等学校・中等教育学校・中学校・特別支援学校)

【調査事項】 1. 学校の名称，種別及び所在地，2. 学校の特性に関する事項，3. 卒業生の卒業時における所属に関する事項，4. 卒業生の進学，就職等の状況

【調査名】 建築着工統計調査

【承認年月日】 平成19年3月8日

【指定番号】 32

【実施機関】 国土交通省総合政策局情報管理部建設調査統計課

【目的】 全国における建築物の建設の着工状態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料を得る。

【沿革】 建築の動態に関する統計は、戦前には市街地建築物法に基づく竣工建築物統計（内務省）があり、また商工省でも同様の資料によって建築許可統計を作成していたが、法律の適用地域が限定されており、地域内でも全部が集計されていないなどの欠点があった。戦後は建築調査会、臨時建築制限規則により築造許可、着工、竣工の3系列が作成されていたが、昭和25年に建築基準法の施行により現行統計が発足したものである。

【調査の構成】 1 - 建築着工統計調査票、2 - 補正調査票

【集計・公表】 （集計）中央集計（機械集計）（公表）「建設統計月報」（毎月（財）建設物価調査会発行）
「建築統計年報」（毎年国土交通省総合政策局情報管理部発行）（表章）都道府県、市

【調査票名】 1 - 建築着工統計調査票

【調査対象】 （地域）全国（単位）その他（属性）建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届の
行われた建築物（抽出枠）建築工事届

【調査方法】 （選定）全数（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）他計（把握
時）調査日現在（系統）国土交通省 報告者（都道府県）

【周期・期日】（周期）月（実施期日）毎月

【調査事項】 1．着工予定期日、2．工事の予定期間、3．敷地の位置、4．建築主の種別、会社の資本金
等、5．工事種別、6．構造、7．建築物の用途、8．新築の場合における階数、9．新築工事の
場合における敷地面積、10．床面積の合計、11．工事費予定額、12．工事別、13．新設住
宅の資金、14．住宅の建築工法、15．住宅の種類、16．建て方、17．利用関係、18．住
宅の戸数、19．住宅の床面積の合計、20．建築を伴う除去住宅戸数、21．建築を伴う除去住
宅の利用関係

【調査票名】 2 - 補正調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)その他 (属性)建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届の
行われた建築物 (抽出枠)建築工事届

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)13,500 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オ
ンライン (記入)他計 (把握時)調査日現在 (系統)国土交通省 報告者(都道府県)

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)毎月

【調査事項】 1.着工予定期日, 2.工事の完了予定期日, 3.建築主, 4.工事種別, 5.構造, 6.建築
物の用途, 7.建築物の数, 8.床面積の合計, 9.工事費予定額, 10.工事の変更, 11.実
施床面積の合計, 12.工事実施額

【調査名】 経済産業省企業活動基本調査

【承認年月日】 平成19年3月20日

【指定番号】 118

【実施機関】 経済産業省経済産業政策局調査統計部企業統計室

【目的】 企業の活動の実態を明らかにすることにより、企業に関する施策の基礎資料を得る。

【沿革】 近年における我が国企業の事業活動は、多角化・組織化・系列化・国際化、ソフト化等を中心に変化が著しく、かつ、このような事業活動の多角化・国際化等による新たな展開は、同一企業内の複数事業所又は単一企業の領域を越え、複数の企業にわたる新たな活動形態として具体化してきていることから、これらの実態を定量的に把握することが、各種の行政施策を企画していく上で重要な課題となっていた。

このような事業活動の多様化の実態を、既存の事業所を対象とする調査で把握することが困難であり、また、企業を対象とする調査においても、包括的に把握するものとなっていなかった。

企業を単位とした事業活動の多角化の実態を把握する観点からは、昭和62年、平成元年に、製造業に属する企業を対象として工業統計調査（指定統計第10号を作成するための調査）丙調査が実施され、企業の事業活動の多角化等の状況を把握してきたが、事業活動の多角化等は製造業だけでなく、他の産業においても急速に進んでいることから、その全体像を把握することが困難となってきた。

本調査は、産業・経済動向の変化に応じた通商産業政策を企画・立案するための基礎資料を得ることを目的とする新たな統計調査として、平成4年9月11日、指定統計に指定され、指定統計調査として3年周期により平成4年、7年に実施された（工業統計調査丙調査は、平成4年以降廃止）。

なお、本調査の実施に当たっては、工業統計調査丙調査の対象業種である製造業のほか、鉱業、卸売・小売業、飲食店（一般飲食店及びその他の飲食店に属するものを除く。）に調査対象業種が拡大され、調査事項にも企業活動の多角化に関する項目が加えられている。

しかし、その後も多角化、分社化、生産拠点の海外移転等企業活動が複雑かつ急激に変化しており、その実態を経年的にとらえていくことが必要となったことから、平成8年度以降、3年に1回の大規模調査と他の2回の簡易調査のローテーションにより毎年実施することとされた。

平成10年には、「一般飲食店」が調査対象業種に追加されたほか、報告者負担の軽減を図るため、

プレプリントの実施，他指定統計調査結果データの利活用等の措置が講じられている。

平成13年には「電気・ガス業」，「クレジットカード業，割賦金融業」及び「サービス業のうち経済産業省の所管業種を中心とした業種」が調査対象業種に追加され，平成16年には，デザイン・機械設計業，商品検査業，計量証明業，ボウリング場及びディスプレイ業の5業種が調査対象業種に追加されている。

平成17年には法人企業統計調査の調査結果の活用を図るため，所要の改正を行っている。

【調査の構成】 1 - 企業活動基本調査票

【集計・公表】 (集計)中央集計(機械集計) (公表)「企業活動基本調査報告書(速報)」(調査期日から10か月以内)，「同(確報)」(調査期日から1年4か月以内) (表章)全国，経済産業局，都道府県

【調査票名】 1 - 企業活動基本調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)統計調査に用いる産業分類並びに疾病，傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき，産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件(平成14年総務省告示第139号)に定める日本標準産業分類に掲げる大分類D 鉱業，大分類F 製造業，大分類G 電気・ガス・熱供給・水道業(中分類35 熱供給業及び中分類36 水道業を除く。) ，大分類H 情報通信業のうち別表第1に掲げる業種，大分類J 卸売・小売業，大分類K 金融・保険業のうち小分類643 クレジットカード業，割賦金融業，大分類M 飲食店，宿泊業のうち中分類70 一般飲食店，大分類O 教育，学習支援業のうち別表第2に掲げる業種及び大分類Q サービス業(他に分類されないもの)のうち別表第3に掲げる業種に属する事業所を有する企業のうち，従業員50人以上かつ資本金額又は出資金額が3,000万円以上の企業

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)42,000 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年3月31日現在 (系統)経済産業省 経済産業局 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年7月15日

【調査事項】 1. 企業の名称及び所在地，2. 資本金額又は出資金額，3. 企業の設立形態及び設立時期，4. 企業の決算月，5. 事業組織及び従業員数，6. 親会社，子会社・関連会社の状況，7. 資

産・負債及び純資産並びに投資， 8．事業内容， 9．取引状況， 10．事業の外注状況， 11．研究開発， 12．技術の所有及び取引状況， 13．情報化の状況， 14．バイオテクノロジーの利用形態， 15．企業経営の方向

【調査名】 学校教員統計調査

【承認年月日】 平成19年3月26日

【指定番号】 62

【実施機関】 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

【目的】 学校の教員構成並びに教員の個人属性、職務態様及び異動状況等を明らかにする。

【沿革】 学校教員に関する指定統計調査は、学校教員調査（昭和22年10月指定統計第9号に指定）と学校教員需給調査（昭和28年3月指定統計第62号に指定）が実施されていたが、昭和43年に、学校教員調査の調査事項を学校教員需給調査の調査事項に含めた上で学校教員需給調査のみを実施することとなり、学校教員需給調査規則の改正と学校教員調査規則の廃止が行われた。（昭和43年9月30日文部省令第29号）

昭和46年には、学校教員需給調査が学校教員統計調査に改称された。

平成11年には、学校教育法等の一部を改正する法律（平成10年法律第101号）による中等教育学校の創設に伴い、「教員個人調査票（中等教育学校）」を新設し、従前の「教員異動調査票（高等学校以下）」を「教員異動調査票（小・中・高・中等教育・盲・聾・養護学校及び幼稚園）」に変更した。

平成16年には、大学及び高等専門学校を対象にオンライン調査が導入された。

平成17年には、栄養教諭制度の導入に伴い、調査票様式を変更した。

【調査の構成】 1 - 学校調査票，2 - 教員個人調査票（小学校），3 - 教員個人調査票（中学校），4 - 教員個人調査票（高等学校），5 - 教員個人調査票（中等教育学校），6 - 教員個人調査票（特別支援学校），7 - 教員個人調査票（幼稚園），8 - 教員個人調査・教員異動調査票（本務教員）（大学・高等専門学校），9 - 教員個人調査票（兼務教員）（大学・高等専門学校），10 - 教員個人調査票（専修学校・各種学校），11 - 教員異動調査票（高等学校以下）

【集計・公表】 （集計）中央集計（機械集計）（公表）「学校教員統計調査報告書」（表章）都道府県

【調査票名】 1 - 学校調査票

【調査対象】 （地域）全国（単位）学校（属性）公立の小学校，中学校，公立高等学校の全日制・定時制課程，私立高等学校の全日制課程及び公・私立の幼稚園

【調査方法】 (選定)全数 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成19年10月1日現在 (系統)文部科学省 報告者(国立学校),文部科学省 都道府県教育委員会 報告者(都道府県立及び私立学校),文部科学省 都道府県教育委員会 市区町村教育委員会 報告者(市区町村立学校)

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成19年10月1日

【調査事項】 1.学校種類,2.設置者,3.本校・分校,4.課程,5.性別,年齢別,職名別の本務教員数等

【調査票名】 2 - 教員個人調査票(小学校)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)学校 (属性)国・公・私立の小学校

【調査方法】 (選定)全数及び無作為抽出 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成19年10月1日現在 (系統)文部科学省 報告者(国立の小学校),文部科学省 都道府県教育委員会 市区町村教育委員会 報告者(市区町村立の小学校),文部科学省 都道府県教育委員会 報告者(私立の小学校)

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)11月19日(国立の小学校),12月10日(公・私立の小学校)

【調査事項】 1.性別,2.年齢,3.職名,4.勤務年数,5.学歴,6.免許状の種類,7.免許教科,8.学級担任状況,9.授業担任状況,10.担任教科,11.週教科等担任授業時数,12.都道府県費・市町村費別,13.給料月額

【調査票名】 3 - 教員個人調査票(中学校)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)学校 (属性)国・公・私立の中学校

【調査方法】 (選定)全数及び無作為抽出 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成19年10月1日現在 (系統)文部科学省 報告者(国立の中学校),文部科学省 都道府県教育委員会 市区町村教育委員会 報告者(市区町村立の中学校),文部科学省 都道府県教育委員会 報告者(私立の中学校)

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）11月19日（国立の中学校），12月10日（公・私立の中学校）

【調査事項】1．性別，2．年齢，3．職名，4．勤務年数，5．学歴，6．免許状の種類，7．免許教科，8．学級担任状況，9．授業担任状況，10．担任教科，11．週教科等担任授業時数，12．都道府県費・市町村費別，13．給料月額

【調査票名】4 - 教員個人調査票（高等学校）

【調査対象】（地域）全国（単位）学校（属性）国・公・私立の高等学校

【調査方法】（選定）全数及び無作為抽出（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成19年10月1日現在（系統）文部科学省 報告者（国立の高等学校），文部科学省 都道府県教育委員会 市区町村教育委員会 報告者（市区町村立の高等学校），文部科学省 都道府県教育委員会 報告者（都道府県立及び私立の高等学校）

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）11月19日（国立の高等学校），12月10日（公・私立の高等学校）

【調査事項】1．性別，2．年齢，3．職名，4．勤務年数，5．学歴，6．免許状の種類，7．免許教科，8．授業担任状況，9．担任教科，10．週教科等担任授業時数，11．給料月額

【調査票名】5 - 教員個人調査票（中等教育学校）

【調査対象】（地域）全国（単位）学校（属性）国・公・私立の中等教育学校

【調査方法】（選定）全数（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成19年10月1日現在（系統）文部科学省 報告者（国立の中等教育学校），文部科学省 都道府県教育委員会 報告者（県立の中等教育学校），文部科学省 都道府県教育委員会 市区町村教育委員会 報告者（市区町村立の中等教育学校），文部科学省 都道府県教育委員会 報告者（私立の中等教育学校）

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）11月19日（国立の中等教育学校），12月10日（公・私立の中等教育学校）

【調査事項】 1.性別, 2.年齢, 3.職名, 4.勤務年数, 5.学歴, 6.免許状の種類, 7.免許教科,
8.学級担任状況, 9.授業担任状況, 10.担任教科, 11.週教科等担任授業時数, 12.給料月額

【調査票名】 6 - 教員個人調査票(特別支援学校)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)学校 (属性)国・公・私立の特別支援学校

【調査方法】 (選定)全数 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成19年10月1日
現在 (系統)文部科学省 報告者(国立の特別支援学校), 文部科学省 都道府県教育委員会
市区町村教育委員会 報告者(市区町村立の特別支援学校), 文部科学省 都道府県教育委員会
報告者(都道府県立及び私立の特別支援学校)

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)11月19日(国立の特別支援学校), 12月10日(公・私立
の特別支援学校)

【調査事項】 1.性別, 2.年齢, 3.職名, 4.勤務年数, 5.学歴, 6.免許状の種類, 7.障害種別担
当状況, 8.授業担任状況, 9.週教科等担任授業時数, 10.給料月額, 10.

【調査票名】 7 - 教員個人調査票(幼稚園)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)学校 (属性)国・公・私立の幼稚園

【調査方法】 (選定)全数及び無作為抽出 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成1
9年10月1日現在 (系統)文部科学省 報告者(国立の幼稚園), 文部科学省 都道府県教育
委員会 市区町村教育委員会 報告者(市区町村立の幼稚園), 文部科学省 都道府県教育委員会
報告者(都道府県立及び私立の幼稚園)

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)11月19日(国立の幼稚園), 12月10日(公・私立の幼稚
園)

【調査事項】 1.性別, 2.年齢, 3.職名, 4.勤務年数, 5.学歴, 6.免許状の種類, 7.学級担任状
況, 8.給料月額

【調査票名】 8 - 教員個人調査・教員異動調査票（本務教員）（大学・高等専門学校）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）学校 （属性）国・公・私立大学・短期大学・高等専門学校等

【調査方法】 （選定）全数 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成19年10月1日現在，平成18年4月1日～平成19年3月31日 （系統）文部科学省 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成19年11月19日

【調査事項】 1．共通事項（教員の性別，年齢，職名，学歴，専門分野等），2．個人調査（勤務年数，出身学校，授業担当状況，週担当授業時数，給料月額，兼務先等），3．異動調査（採用前の職業，転入前の学校種，離職理由等）

【調査票名】 9 - 教員個人調査票（兼務教員）（大学・高等専門学校）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）学校 （属性）国・公・私立大学・短期大学・高等専門学校等

【調査方法】 （選定）全数 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成19年10月1日現在 （系統）文部科学省 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成19年11月19日

【調査事項】 1．性別，2．年齢，3．専門分野，4．本務先

【調査票名】 10 - 教員個人調査票（専修学校・各種学校）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）学校 （属性）国・公・私立の専修学校・各種学校

【調査方法】 （選定）全数及び無作為抽出 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成19年10月1日現在 （系統）文部科学省 報告者（国立の専修学校・各種学校），文部科学省都道府県（及び市区町村）教育委員会 報告者（公・私立の専修学校・各種学校）

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）11月19日（国立の専修学校・各種学校），12月10日（公・私立の専修学校・各種学校）

【調査事項】 1．性別，2．年齢，3．学歴，4．専門分野，5．所属学科，6．授業担当状況，7．週教科担当授業時数，8．本務・兼務の別，9．兼務教員の本務先，10．勤務年数，11．給料月額等

【調査票名】 11 - 教員異動調査票（高等学校以下）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）学校 （属性）国・公・私立の小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，幼稚園

【調査方法】 （選定）全数 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成18年4月1日～平成19年3月31日 （系統）文部科学省 報告者（国立の小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，幼稚園），文部科学省 都道府県教育委員会 報告者（都道府県立及び私立の小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，幼稚園），文部科学省 都道府県教育委員会 市区町村教育委員会 報告者（市区町村立の小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，幼稚園）

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）11月19日（国立の小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，幼稚園），12月10日（公・私立の小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，幼稚園）

【調査事項】 1．性別，2．年齢，3．職名，4．学歴，5．所属課程，6．異動の状況，7．採用・転入の状況，8．離職理由等

【調査名】 作物統計調査

【承認年月日】 平成19年3月26日

【指定番号】 37

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課

【目的】 耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備する。

【沿革】 昭和22年に開始、昭和25年から指定統計調査として実施している。

昭和54年には、一部調査事項について調査項目の区分及び調査期日の変更を行った。

平成14年には、関連する承認統計調査を含めた調査体系の整備、調査対象品目の選定基準の策定、調査票の統廃合、OCR化等を実施した。

平成17年には、作付予定面積調査及び野菜・果樹に係る予想収穫量調査の廃止、てんさい・さとうきびに関する作付面積調査及び予想収穫量・収穫量調査の郵送調査化等の変更を行った。

平成19年には、かんしょ及び甘味資源作物（てんさい及びさとうきび）に係る予想収穫量調査の廃止、耕地面積調査及び水稻に係る作付面積調査において、調査員による実測調査の導入、水稻以外の作物に係る作付面積調査及び収穫量調査では農業協同組合その他の関係団体を、水稻以外の作物に係る収穫量調査では標本経営体を対象とする往復郵送調査（自計申告）をそれぞれ実施した。

【調査の構成】 1 - 面積調査（耕地面積調査，作付面積調査），2 - 作況調査（作柄概況調査，予想収穫量調査，収穫量調査），3 - 被害調査（被害応急調査，共済減収調査）

【集計・公表】 （集計）中央集計（機械集計）（公表）「普通作物統計」（毎年9月から10月），「耕地及び作付面積統計」（毎年3月）（表章）全国，都道府県

【調査票名】 1 - 面積調査（耕地面積調査，作付面積調査）

【調査対象】 （地域）全国（単位）圃場，世帯，団体（属性）圃場，農家又は関係団体

【調査方法】 （選定）無作為抽出（配布）職員・調査員（収集）職員・調査員（記入）併用（把握時）調査日現在及び作物の収穫期（系統）農林水産省 地方農政局 地方農政事務所 統計・情報センター 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）作物の生育期間中及び収穫時並びに被害発生時等

【調査事項】 1. 耕地の種類別面積, 2. 耕地の種類別の拡張及びかい廃面積, 3. 作物の種類別作付面積,
4. 作物の田畑・用途別作付(栽培)面積

【調査票名】 2 - 作況調査(作柄概況調査, 予想収穫量調査, 収穫量調査)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)圃場, 世帯, 団体 (属性)圃場, 農家又は関係団体

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (配布)郵送・職員 (収集)郵送・職員 (記入)併用 (把握時)調査日現在及び収穫期 (系統)農林水産省 地方農政局 地方農政事務所 統計・情報センター
報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)作物の生育期間中及び収穫時並びに被害発生時等

【調査事項】 1. 水稻の時期別の作柄概況(生育状況及び被害状況を含む), 2. 水稻の予想収穫量出荷先別割合, 3. 作物の種類別の収穫量(野菜, 果樹及び花きにあってはその出荷量, 水稻にあってはその災害種類別の被害量などを含む)

【調査票名】 3 - 被害調査(被害応急調査, 共済減収調査)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)圃場, 世帯, 団体 (属性)圃場, 農家又は関係団体

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (配布)職員 (収集)職員 (記入)他計 (把握時)調査日現在及び作物の収穫期 (系統)農林水産省 地方農政局 地方農政事務所 統計・情報センター 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)作物の生育期間中及び収穫時並びに被害発生時等

【調査事項】 1. 災害等を受けた作物の災害種類別の被害面積及び被害量, 2. 作物の種類別共済減収量及び当該基準減収量に係る作付面積

【調査名】 医療施設調査

【承認年月日】 平成19年3月28日

【指定番号】 65

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室

【目的】 医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。

【沿革】 本調査は、昭和23年11月、全医療施設を対象に実施された「施設面からみた医療調査」を前身とし、その後、昭和28年に指定統計となり、昭和47年まで毎年年末（昭和28年は7月末）現在で実施してきた。昭和48年に調査規則を改正し全施設の詳細な実態を把握することを目的とする静態調査を昭和50年から3年ごとに実施するとともに、各都道府県から施設の開設・廃止等の報告を毎月徴集する動態調査を昭和48年11月から実施することとして、現在に至っている。なお、昭和59年から、静態調査を患者調査と同時期に実施し、両調査のデータリンケージが可能となるよう調査期日を10月1日現在に改めた。

【調査の構成】 1 - 医療施設静態調査病院票, 2 - 医療施設静態調査一般診療所票, 3 - 医療施設静態調査歯科診療所票, 4 - 医療施設動態調査票

【集計・公表】 (集計)中央集計(機械集計) (公表)「医療施設動態調査月報」(当月調査分の約2ヶ月後公表) 「医療施設統計年報」 (調査年の翌年9月頃公表) 「医療施設(静態・動態)調査・病院報告」 (調査翌年1月~3月公表) (表章)都道府県

【調査票名】 1 - 医療施設静態調査病院票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)病院

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)9,100 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成17年10月1日現在 (系統)厚生労働省 都道府県 (保健所を設置する市・特別区) 保健所 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成17年10月1日

【調査事項】 1.施設名, 2.施設の所在地, 3.休止・休診の状況, 4.開設者, 5.許可病床数, 6.施

設の面積等，7．診療科目，8．診療科目別患者数，9．併設施設の状況，10．社会保険診療等の状況，11．承認等の状況，12．救急医療体制，13．各種委員会の設置状況，14．医療安全体制，15．表示診療時間の状況，16．在宅医療サービスの実施状況，17．麻酔及び手術等の状況，18．特殊診療設備，19．検査等の実施状況，20．歯科設備，21．夕食の状況，22．委託の状況，23．診療録管理専任従事者，24．診療情報管理の状況，25．電子カルテシステムの導入状況，26．ホームページの開設，27．遠隔医療システムの導入状況，28．看護の実施状況，29．病棟における看護職員の勤務体制，30．外来患者への処方数，31．定期的な臨床病理学的症例検討会（CPC）の実施，32．剖検，33．受動喫煙防止対策の状況，34．職員のための院内保育サービスの実施状況

【調査票名】 2 - 医療施設静態調査一般診療所票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）一般診療所

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）97,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成17年10月1日現在 （系統）厚生労働省 都道府県 （保健所を設置する市・特別区）保健所 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成17年10月1日

【調査事項】 1．施設名，2．施設の所在地，3．休止・休診の状況，4．開設者，5．病床及び病室，6．診療科目，7．併設施設の状況，8．社会保険診療等の状況，9．診療所の種類，10．期間診療所等，11．表示診療時間の状況，12．予約診療の状況，13．診療状況，14．従事者数，15．在宅医療サービスの実施状況，16．麻酔及び手術等の状況，17．検査等の実施状況，18．歯科設備，19．委託の状況，20．電子カルテシステムの導入状況，21．レセプト処理用コンピューター，22．ホームページの開設，23．遠隔医療システムの導入状況，24．外来患者への処方数，25．受動喫煙防止対策の状況

【調査票名】 3 - 医療施設静態調査歯科診療所票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）歯科診療所

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)67,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成17年10月1日現在 (系統)厚生労働省 都道府県 (保健所を設置する市・特別区) 保健所 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成17年10月1日

【調査事項】 1.施設名, 2.施設の所在地, 3.休止・休診の状況, 4.開設者, 5.許可病床数, 6.診療科目, 7.社会保険診療等の状況, 8.初期救急医療体制への参加状況, 9.従事者数, 10.表示診療時間の状況, 11.診療状況, 12.在宅医療サービスの実施状況, 13.保健事業, 14.手術等の状況, 15.歯科設備, 16.刷掃指導室, 17.歯科技工室, 18.技工物の外注の状況, 19.委託の状況, 20.医療情報システムの導入状況, 21.ホームページの開設, 22.外来患者への処方数, 23.受動喫煙防止対策の状況

【調査票名】 4 - 医療施設動態調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)医療法に基づき都道府県知事等が新規開設, 廃止, 変更等の許可・届出の受理又は処分をした医療施設

【調査方法】 (選定)全数 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)調査日現在 (系統)厚生労働省 都道府県(報告者(病院・診療所)), 厚生労働省 都道府県 (保健所を設置する市・特別区)(報告者(当該管轄区域内診療所))

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)毎月

【調査事項】 1.処分等の区分, 2.施設名, 3.施設の所在地, 4.開設者, 5.地域医療支援病院か否か, 6.救急告示病院か否か, 7.診療科目, 8.許可病床数, 9.従事者数, 10.社会保険診療等の状況等

【調査名】 賃金構造基本統計調査

【承認年月日】 平成19年3月30日

【指定番号】 94

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部賃金福祉統計課

【目的】 主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにする。

【沿革】 この調査は昭和33年から昭和35年まで3回にわたり、賃金構造基本調査として実施していたものを、昭和36年に拡大し、名称を賃金実態総合調査に変更したが、昭和39年以降現行名称に改め、昭和39年、昭和42年、昭和45年、昭和48年、昭和51年及び昭和54年の順に3年ごとに大規模調査を、その他の年には小規模調査を行った。昭和57年には各年のサンプル数を平準化し、中規模調査とし、昭和60年には営業用大型貨物自動車運転者、営業用普通・小型貨物自動車運転者の2職種を対象に追加し、また、昭和62年には男女雇用機会均等法の施行に伴い、女子大卒業者（技術系）等の採用人員、初任給額が追加された。さらに、平成13年には、介護保険法の施行に伴う介護支援専門員等の新しい職種の追加や労働者数の少なくなった職種の廃止等を行い、平成16年には、常用労働者に該当しない労働者についての調査の実施等を行っている。

【調査の構成】 1 - 事業所票、2 - 個人票

【集計・公表】 （集計）中央集計（統計センター委託・機械集計）（公表）「初任給の概況」（当年11月）、「都道府県別速報」（翌年2月）、「賃金構造基本統計調査の概況」（3月）、「賃金構造基本統計調査報告」（毎年7月厚生労働省大臣官房統計情報部発行）及びHPに掲載。（表章）全国、都道府県

【調査票名】 1 - 事業所票

【調査対象】 （地域）全国（ただし、北海道、東京都、長崎県、鹿児島県、沖縄県各都道府県の一部地域を除く）（単位）事業所（属性）鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（その他の生活関連サービス業

のうち家事サービス業及び外国公務を除く。)に属する常用労働者10人以上を雇用する事業所及び常用労働者5人以上9人以下を雇用する事業所。(抽出枠)事業所・企業統計調査

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)78,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)毎年6月30日現在 (系統)厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署 調査員 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)07月1日~31日

【調査事項】 1.事業所の名称及び所在地, 2.主要な生産品の名称又は事業の内容, 3.事業所の雇用形態別労働者数, 4.企業全体の常用労働者数, 5.新規学卒者の初任給額及び採用人員(民営の事業所に限る。)

【調査票名】 2 - 個人票

【調査対象】 (地域)全国(ただし,北海道,東京都,長崎県,鹿児島県,沖縄県各都道府県の一部地域を除く) (単位)個人 (属性)鉱業,建設業,製造業,電気・ガス・熱供給・水道業,情報通信業,運輸業,卸売・小売業,金融・保険業,不動産業,飲食店,宿泊業,医療,福祉,教育,学習支援業,複合サービス事業,サービス業(他に分類されないもの)(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業及び外国公務を除く。)に属する常用労働者10人以上を雇用する事業所及び常用労働者5人以上9人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者。(抽出枠)事業所・企業統計調査

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,680,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)毎年6月30日現在 (系統)厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署 調査員 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)07月1日~31日

【調査事項】 1.労働者の番号又は氏名, 2.性, 3.雇用形態, 4.就業形態, 5.最終学歴, 6.年齢, 7.勤続年数, 8.役職又は職種, 9.労働者の種類, 10.役職番号, 11.職種及び経験年数, 12.実労働日数, 13.所定内実労働時間数, 14.超過実労働時間数, 15.きまって支給する現金給与額, 16.超過労働給与額, 17.通勤手当, 18.精皆勤手当, 19.家族手

当，20．昨年1年間の賞与，期末手当等特別給与額等

【調査名】 船員労働統計調査

【承認年月日】 平成19年3月30日

【指定番号】 90

【実施機関】 国土交通省総合政策局情報管理部交通調査統計課

【目的】 船員の報酬、雇用等について、その実態を明らかにする。

【沿革】 昭和22年以来総理府統計局で毎月勤労統計調査の一部として実施してきたが、昭和23年9月に船員を除く陸上産業の労働者の調査が労働省に移管されたので、総理府統計局では引き続き船員関係の調査を指定統計第17号「船員毎月勤労統計」として実施してきた。しかし、昭和32年3月にこの調査が総理府統計局から移管され、昭和32年4月からこの調査と従前から運輸省で実施してきた指定統計第28号「船舶船員統計」の給与関係の調査と「汽船船員給与調査、機帆船船員給与調査及び漁船船員給与調査」の3種の統計調査を統合して新しく指定統計第90号「船員労働統計」として実施するようになった。

【調査の構成】 1 - 船員労働統計調査票・第1号様式, 2 - 船員労働統計調査票・第2号様式, 3 - 船員労働統計調査票・第3号様式

【集計・公表】 (集計)中央集計(民間委託) (公表)「船員労働統計」(毎四半期及び毎年) (表章)全国

【調査票名】 1 - 船員労働統計調査票・第1号様式

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船員であって、総トン数20トン以上の船舶(漁船及び特殊船(引船,はしけ及び官公署船をいう。以下同じ。))以外の国土交通大臣が指定する船舶)に乗り組む者 (抽出枠)船員労働統計母集団調査

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,200 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年6月・年間 (系統)国土交通大臣 地方運輸局(運輸監理部を含む。)・運輸支局・海事事務所 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年6月

【調査事項】 1. 申告者について（申告者の氏名又は名称及び住所，所属船主団体名，労働組合の状況），
2. 船舶について（船舶の名称，総トン数，稼働日数，用途，航行区域別，内外航別），3. 船
長・職員，部員ごとの人数及び女性・外国人の内数，4. 各船員について（年齢，性別，外国人か
否か，経験日数，年間総労働時間，年間取得休日数，月間総労働時間，定期払いを要する報酬，割
増手当・夜間割増，特別に支払われた報酬，航海日当，その他の手当）

【調査票名】 2 - 船員労働統計調査票・第2号様式

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する
船員であって，総トン数20トン以上の漁船に乗り組む者

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,500 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン
（記入）自計 （把握時）年間 （系統）国土交通大臣 地方運輸局（運輸監理部を含む。）・運
輸支局・海事事務所 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年12月

【調査事項】 1. 申告者について（申告者の氏名又は名称及び住所），2. 漁船について（船名，総トン数，
用途），3. 従業状態，報酬額等について（漁業種類，漁業期間，航海日数，航海回数，漁業期間
中最も乗組員の多かった月及び少なかった月の人員数，水揚高合計額，乗組員に支払われた報酬合
計額，報酬の支払い形態，報酬（給料，歩合給，その他の手当，特別に支払われた報酬，航海日
当），4. 船員について（人員数及び女性・外国人船員の内数，持代（歩）数及び女性・外国人船
員の内数，給料・最低保障額及び女性・外国人船員の内数）

【調査票名】 3 - 船員労働統計調査票・第3号様式

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する
船員であって，総トン数20トン以上の特殊船に乗り組む者

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,900 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン
（記入）自計 （把握時）毎年6月 （系統）国土交通大臣 地方運輸局（運輸監理部を含
む。）・運輸支局・海事事務所 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年6月

【調査事項】 1. 申告者について(申告者の氏名又は名称及び住所), 2. 特殊船について(船舶の用途, 隻数, 総トン数), 3. 船員について(船員数及び女性・外国人船員の内数, 総延稼働日数及び女性・外国人船員の内数, 時間外・補償休日労働時間及び女性・外国人船員の内数, 年間取得休日数及び女性・外国人船員の内数, 報酬(定期払いを要する報酬, 割増手当・夜間割増, 特別に支払われた報酬, 航海日当)及び女性・外国人船員の内数)

3 承認統計調査の承認

注：「報告様式名」欄について

報告様式が2以上ある場合には、報告様式名の頭に数字を付し、調査内容の説明の簡略化を図った。

承認統計調査の承認

【調査名】 出所受刑者に対する処遇効果に関する意識調査

【実施機関】 法務省矯正局成人矯正課

【目的】 出所受刑者に対して、矯正施設で現在実施している職業訓練、矯正教育等の矯正処遇が、改善更生や社会復帰に対して有効であったかを調査し、これら矯正処遇の処遇効果を検証した結果を基に、再犯防止により有効な職業訓練、矯正教育等の実施内容、実施方法を構築することにより、受刑者の再犯防止につなげる基礎資料を得る。

【調査の構成】 1 - 社会生活に関するアンケート

【集計・公表】 (集計)中央集計(機械集計) (公表)「政策評価に係る法務省事後評価実施結果報告書」
(平成20年8月) (表章)全国

【経費】 1,719

【調査票名】 1 - 社会生活に関するアンケート

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月1日

【調査票承認期間終了日】 平成20年9月30日

【調査票番号】 調査票承認番号(新)26811 調査票承認番号(旧)26455

【調査対象】 (地域)全国の刑務所等出所受刑者 (単位)個人 (属性)当該調査年度に出所する受刑者
(抽出枠)被収容者人名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)30,037 (配布)各施設刑務官 (取集)郵送 (記入)自計
(把握時)調査日現在日 (系統)刑務所・少年刑務所・拘置所 報告者 矯正管区 府中刑務所

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)出所6か月後

【調査事項】 1.順調に社会復帰したか否か, 2.就職したか否か, 3.就職した職種, 4.就職ができた経緯, 5.職業訓練が役に立ったか否か, 6.所内教育等を受講して得られたこと, 7.被害者への謝罪・贖罪意識, 8.現在の生活状況

【調査名】 個人情報の保護に関する事業者の取組実態調査

【実施機関】 内閣府国民生活局企画課個人情報保護推進室

【目的】 事業者の個人情報保護の取組実態を把握することにより、国民生活審議会個人情報保護部会における個人情報保護法の施行状況の評価及び制度に関する必要な措置の検討に役立てるとともに、事業者の個人情報保護に対する意識の向上、体制整備につなげる。

【調査の構成】 1 - 個人情報の保護に関する事業者の取組実態調査票

【集計・公表】 (集計)中央集計(民間委託・機械集計) (公表)「国民生活審議会個人情報保護部会」に報告(平成19年4月)及びホームページにて公表(表章)全国

【経費】 10,000

【調査票名】 1 - 個人情報の保護に関する事業者の取組実態調査票

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月2日

【調査票承認期間終了日】 平成19年3月31日

【調査票番号】 調査票承認番号(新)26812 調査票承認番号(旧)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所及び企業 (属性)上場・非上場企業、その他団体(公益法人、NPO) (抽出枠)東京商工リサーチC D - E Y E S及びホームページから取得する団体加盟者リスト

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)20,000/母500,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査日現在 (系統)内閣府 民間調査機関 報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成19年3月上旬~平成19年3月中旬

【調査事項】 1.個人情報の保有・利用実態について、2.個人情報の管理体制全般について、3.従業者管理について、4.委託先管理について、5.委託元との関係について、6.第三者提供について、7.本人からの請求等への対応について、8.個人情報の消去・破棄について、9.個人情報の漏えい等について、10.その他

【調査名】 灯油及びプロパンガス消費実態調査

【実施機関】 資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課

【目的】 灯油及びプロパンガスの安定供給を図る観点から、地域的な消費態様等の実態を把握して適切な行政施策の基礎資料とする。

【沿革】 オイルショック（第1次昭和48年、第2次昭和53年）を契機として、灯油及びプロパンガスを緊急時に安定供給するための基礎資料を得るため、灯油については昭和54年から、またプロパンガスについては昭和58年から毎年調査していたが、その後灯油及びプロパンガスの需給が安定したこと及び報告者負担の軽減を図る観点から、昭和63年以降隔年調査として実施

【調査の構成】 1 - 灯油及びプロパンガス消費実態調査票

【集計・公表】 （集計）中央集計（民間委託・機械集計）（公表）「調査結果報告書」及びHP（平成19年12月頃）（表章）全国

【経費】 58,493

【調査票名】 1 - 灯油及びプロパンガス消費実態調査票

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月2日

【調査票承認期間終了日】 平成19年8月31日

【調査票番号】 調査票承認番号（新）26813 調査票承認番号（旧）25947

【調査対象】 （地域）全国（単位）世帯（属性）灯油又はプロパンガスを消費している世帯（抽出枠）平成16年度灯油及びプロパンガス消費実態調査名簿等

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）10,000/母51,102,205（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成19年3月31日現在（系統）経済産業省 民間調査機関 報告者

【周期・期日】（周期）2年（実施期日）平成19年4月30日

【調査事項】 1.世帯の状況, 2.家庭用エネルギーの使用状況, 3.灯油の実消費実態, 4.プロパンガスの消費実態

【調査名】 電力需要調査

【実施機関】 資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課

【目的】 電力小売の部分自由化対象である需要家の電気料金等の実態を把握し、自由化の成果を検証する際の基礎資料を得る。

【沿革】 終戦直後の統制経済時から同種の調査が行なわれていた。現行のような様式になったのは昭和40年頃である。昭和52年度までは、「主要物資の生産動向及び自家発電設備の新增設計画調査」と称していたが、昭和53年度の調査から「電力需要調査」と名称を改めた。平成12年から電力の小売り部分自由化の実態を把握するため、需要者の購入価格を調査。

【調査の構成】 1 - 電力需要調査票, 2 - 電力需要調査補足調査票

【集計・公表】 (集計)中央集計(機械集計) (公表)プレス発表(概ね3月以内) (表章)全国

【調査票名】 1 - 電力需要調査票

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月2日

【調査票承認期間終了日】 平成21年5月31日

【調査票番号】 調査票承認番号(新)26814 調査票承認番号(旧)26132

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)一般電気事業者及び特定規模電気事業者(既に特定規模電気事業の販売を開始しているもの) (抽出枠)工事計画(変更)届出書(電気事業法第48条)等

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)24 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査日現在 (系統)資源エネルギー庁 報告者

【周期・期日】 (周期)四半期 (実施期日)調査月の翌日末

【調査事項】 1.企業の概要(主たる業種,契約電力,受電電圧等), 2.期間・購入元別購入価格(電力量,支払金額)

【調査票名】 2 - 電力需要調査補足調査票

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月2日

【調査票承認期間終了日】 平成19年5月31日

【調査票番号】 調査票承認番号(新)26815 調査票承認番号(旧)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)一般電気事業者及び特定規模電気事業者(既に特定規模電気事業の販売を開始している者) (抽出枠)工事計画(変更)届出書(電気事業法第48条)等

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)24 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査日現在 (系統)資源エネルギー庁 報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成19年4月30日

【調査事項】 1.企業の概要(主たる業種,契約電力,受電電圧等), 2.期間・購入元別購入価格(電力量,支払金額)

【調査名】 経済産業省設備投資調査

【実施機関】 経済産業省経済産業政策局産業資金課，経済産業省産業技術環境局環境指導室

【目的】 企業の最近における設備投資の実績及び計画の実態を具体的に把握することによって，産業政策に係る企画・立案等の資料として利用するとともに，産業の適正な設備投資計画の遂行及びその所要資金の円滑な調達を確保するための行政上の資料を得る。

【沿革】 本調査は昭和26年以降毎年2回（「春調査（3月31日現在で実施する調査）」「秋調査（10月1日現在で実施する調査）」）行われていた。昭和48年以降，「公害防止関係調査」を吸収し，公害防止設備投資調査票を追加。平成14年度調査から報告者負担の軽減の観点から，3月31日現在に実施する調査のみの実施とし，10月1日現在で実施する調査は休止している。

【調査の構成】 1 - 設備投資調査票（本票），2 - 設備投資調査票（業種別），3 - 設備投資調査票（リース業），4 - 公害防止設備投資調査票

【集計・公表】 （集計）中央集計（機械集計）（公表）平成19年6月下旬頃に公表予定，ホームページにも掲載（表章）全国

【経費】 3,695

【調査票名】 1 - 設備投資調査票（本票）

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月6日

【調査票承認期間終了日】 平成19年5月31日

【調査票番号】 調査票承認番号（新）26816 調査票承認番号（旧）26450

【調査対象】 （地域）全国（単位）企業（属性）経済産業省所管業種及び医薬品製造業，建設業，不動産業に係る資本金1億円以上の企業（抽出枠）経済産業省企業活動基本調査の名簿及び業所管課の保有する名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）2,300/母12,091（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）平成19年3月31日現在（系統）経済産業省（経済産業政策局，製造産業局，商務情報政策局，資源エネルギー庁）報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）平成19年5月7日

【調査事項】 1.フェイス事項(1)会社名,本店所在地,作成者氏名,電話番号等,(2)払込資本金,(3)従業員数等,2.企業調査事項(1)取得設備投資額,(2)資金調達環境について,3.業種別調査事項(主業種を記入)(1)取得設備投資額,(2)取得設備投資額の投資目的別構成比,(3)設備投資の増額に関するアンケート

【調査票名】 2 - 設備投資調査票(業種別)

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月6日

【調査票承認期間終了日】 平成19年5月31日

【調査票番号】 調査票承認番号(新)26817 調査票承認番号(旧)26451

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)経済産業省所管業種及び医薬品製造業,建設業,不動産業に係る資本金1億円以上の企業 (抽出枠)経済産業省企業活動基本調査の名簿及び業種管課の保有する名簿

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)920/母12,091 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成19年3月31日現在 (系統)経済産業省(経済産業政策局,製造産業局,商務情報政策局,資源エネルギー庁) 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)平成19年5月7日

【調査事項】 1.業種名,2.会社名,3.取得設備投資額,4.取得設備投資額の投資目的別構成比,5.設備投資の増額に関するアンケート

【調査票名】 3 - 設備投資調査票(リース業)

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月6日

【調査票承認期間終了日】 平成19年5月31日

【調査票番号】 調査票承認番号(新)26818 調査票承認番号(旧)26452

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)リース業のうち,資本金1億円以上の企業 (抽出枠)経済産業省企業活動基本調査の名簿及び業所管課の保有する名簿

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)60/母103 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計

(把握時)平成19年3月31日現在 (系統)経済産業省(経済産業政策局,商務情報政策局)

報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)平成19年5月7日

【調査事項】 1.企業名等, 2.払込資本金, 3.従業員数, 4.取得設備投資額, 5.機器別設備投資額(取得ベース), 6.業種別契約額, 7.企業規模別契約額比率, 8.海外での事業活動について, 9.今後の設備投資計画の見通しについて, 10.資金調達環境について

【調査票名】 4 - 公害防止設備投資調査票

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月6日

【調査票承認期間終了日】 平成19年5月31日

【調査票番号】 調査票承認番号(新)26819 調査票承認番号(旧)26453

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)経済産業省所管業種に係る資本金1億円以上の企業(抽出枠)経済産業省企業活動基本調査の名簿及び業所管課の保有する名簿

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)1,350/母5,022 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成19年3月31日現在 (系統)経済産業省(産業技術環境局,経済産業政策局,製造産業局,商務情報政策局,資源エネルギー庁) 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)平成19年5月7日

【調査事項】 1.企業名等, 2.払込資本金, 3.従業者数, 4.公害防止施設投資額及び全設備投資額総額(工事ベース), 5.現在設置している特定公害防止施設の価額, 6.特定公害防止施設に対する設置投資額(工事ベース), 7.租税特別措置法上特別償却の対象となっている公害防止施設投資額(工事ベース)

【調査名】 石油輸入調査

【実施機関】 資源エネルギー庁資源・燃料部政策課

【目的】 我が国の原油輸入について、油種、性状、供給源、輸送等の動態を把握し、行政施策並びに国際機関に対する報告に資する。

【沿革】 昭和48年の世界的な石油危機以来、OECD、IEAでは、エネルギー計画及び対策等の必要性から加盟各国に対して石油輸入に関するデータの提供を要求している。当初は、その都度、業界等の協力等によりスポット的に提供することで足りていたが、その後、恒常的な要求になってきたこともあって、昭和51年1月以降現行方式によって調査が行われている。

なお、昭和59年からは「原油調査票」、 「石油製品・液化石油ガス調査票」の両調査票による把握となっていたが、平成12年からは「原油調査票」のみとなっている。

【調査の構成】 1 - 原油調査票

【集計・公表】 (集計)中央集計(民間委託・機械集計) (公表)「資源・エネルギー統計月報」(翌々月)
(表章)全国

【調査票名】 1 - 原油調査票

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月8日

【調査票承認期間終了日】 平成22年3月31日

【調査票番号】 調査票承認番号(新)26820 調査票承認番号(旧)23651

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)原油輸入業者 (抽出枠)石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく届出・登録簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)31 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日 (系統)経済産業省 民間調査機関 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)翌月15日

【調査事項】 1. 検尺完了日, 2. 陸揚地, 3. 検尺数量, 4. 油種名, 5. API度, 6. 硫黄分, 7. 船積完了日, 8. 積出港, 9. 船舶名称, 10. 用船区分, 11. 送主, 12. 原供給者, 13. 契約期間, 14. 船積数量, 15. FOB, 16. 運賃総額, 17. 保険料総額, 18. CIF総

額，19.基準運賃

【調査名】 社会保障生計調査

【実施機関】 厚生労働省社会・援護局保護課

【目的】 被保護世帯の生活実態を明らかにすることによって、生活保護基準の改定等生活保護制度の企画運営のために必要な基礎資料を得るとともに、厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得る。

【沿革】 被保護世帯を対象として、昭和27年以降毎年実施していた「被保護世帯生活実態調査」と被保護世帯の生活水準との比較検討を行うために、昭和37年に低所得世帯の生活実態を把握することを目的として開始された「社会保障生計調査」（いずれも承認統計調査）が、平成12年に統合された。なお、平成13年2月には、1回限りの調査として「社会生活に関する調査票（家計簿調査世帯用）及び（生計簿調査世帯用）」が「家計簿」及び「生計簿」に附帯して実施された。

【調査の構成】 1 - 社会保障生計調査 家計簿

【集計・公表】 （集計）中央集計（民間委託・機械集計） （公表）「社会保障生計調査結果」（集計終了後）
（表章）全国

【経費】 142,408

【調査票名】 1 - 社会保障生計調査 家計簿

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月8日

【調査票承認期間終了日】 平成20年4月30日

【調査票番号】 調査票承認番号（新）26821 調査票承認番号（旧）26411

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）被保護世帯（ただし、生活扶助を受けていない世帯、世帯分離している世帯、世帯人員が6人以上の世帯、耕地0.1ヘクタール以上を耕作して農業を営む者のいる世帯、林業、漁業、その他の事業を営む者のいる世帯、保護施設・寮等において賄いを共通としているなど集団的共同生活を営んでいる世帯、賄い付きの同居人のいる世帯、その他不適当と認められる世帯を除く。）

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）1,110/母1,000,000 （配布）調査員 （取集）調査員（記入）併用（把握時）調査日現在（系統）厚生労働省 都道府県・指定都市・中核市 福祉事務所 調査員 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)平成19年4月1日~平成20年3月31日

【調査事項】 1.世帯の状況(級地,世帯類型,住居の種類,続柄,性別,年齢,就労の状況(業態,主な仕事の内容と職種,今月の就労日数,就労収入),在学(所)別状況,年金等受給の有無,加算の受給状況,保護の決定状況(最低生活費,収入認定額,控除額)),2.現金収入及び現金支出(品目,収入額,勤め先収入,支出額,事由),3.月賦・掛買い又は現物(品目,見積額,入手事由,使途)

【調査名】 宿泊旅行統計調査

【実施機関】 国土交通省総合政策局観光経済課

【調査の構成】 1 - 宿泊旅行統計調査調査票（第1号様式），2 - 宿泊旅行統計調査調査票（第2号様式）

【集計・公表】 （集計）中央集計（民間委託） （表章）全国

【経費】 54,962

【調査票名】 1 - 宿泊旅行統計調査調査票（第1号様式）

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月13日

【調査票承認期間終了日】 平成20年2月28日

【調査票番号】 調査票承認番号（新）26822 調査票承認番号（旧）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）旅館，ホテル，簡易宿所（日本標準産業分類による。）を営む事業所のうち，従業者数10人以上，99人以下の事業所（抽出枠）第二次予備調査で得られた宿泊旅行統計調査母集団名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）9,500 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査日現在 （系統）国土交通省 民間調査機関 報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）翌四半期の最初の月の11日まで（土日祝日の場合は，翌平日）

【調査事項】 1．宿泊施設のタイプ，2．3月末日現在の客室数及び収容人員，3．3月末日現在の従業者数，4．宿泊目的別の割合，5．四半期の各月の延べ宿泊者数，外国人延べ宿泊者数，6．四半期の各月の延べ宿泊者数の居住地別内訳（県内，県外の別），7．四半期の各月の外国人延べ宿泊者数の国籍別内訳

【調査票名】 2 - 宿泊旅行統計調査調査票（第2号様式）

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月13日

【調査票承認期間終了日】 平成20年2月28日

【調査票番号】 調査票承認番号（新）26823 調査票承認番号（旧）

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)旅館,ホテル,簡易宿所(日本標準産業分類による。)を営む事業所のうち,従業者数100人以上の事業所 (抽出枠)第二次予備調査で得られた宿泊旅行統計調査母集団名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査日現在 (系統)国土交通省 民間調査機関 報告者

【周期・期日】 (周期)四半期 (実施期日)翌四半期の最初の月の11日まで(土日祝日の場合は,翌平日)

【調査事項】 1. 宿泊施設のタイプ, 2. 3月末日現在の客室数及び収容人員, 3. 3月末日現在の従業者数, 4. 宿泊目的別の割合, 5. 四半期の各月の延べ宿泊者数, 外国人延べ宿泊者数, 6. 四半期の各月の外国人延べ宿泊者数の国籍別内訳, 7. 四半期の各月延べ宿泊者数の居住地別内訳(都道府県別)

【調査名】 法人企業統計調査附帯調査（「固定資産の減損会計」の導入について）

【実施機関】 財務省財務総合政策研究所調査統計部調査統計課

【目的】 平成17年4月1日以降に開始する事業年度から「減損会計」が導入されたため、保有固定資産における減損金額がバランスシートに反映されることになる。このことを受けて、減損会計の適用が法人企業統計調査の調査結果に与えている影響について分析するための基礎資料を得る。

【調査の構成】 1 - 法人企業統計調査附帯調査票（上期）（「固定資産の減損会計」の導入について）（平成19年5月）、2 - 法人企業統計調査附帯調査票（下期）（「固定資産の減損会計」の導入について）（平成19年7月）

【集計・公表】 （集計）中央集計（機械集計）（公表）「財政金融統計月報」（平成19年9月末頃）
（表章）全国

【調査票名】 1 - 法人企業統計調査附帯調査票（上期）（「固定資産の減損会計」の導入について）（平成19年5月）

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月14日

【調査票承認期間終了日】 平成19年10月31日

【調査票番号】 調査票承認番号（新）26824 調査票承認番号（旧）

【調査対象】 （地域）全国（単位）企業（属性）資本金階層1億円以上10億円未満の各種法人（確立比例抽出）資本金階層10億円以上の各種法人（全数抽出）（抽出枠）年次別法人企業統計調査法人名簿

【調査方法】 （選定）全数及び無作為抽出（客体数）2,032/66,000（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）調査日現在（系統）財務省 報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成19年5月31日（備考）平成19年5月末

【調査事項】 1. 「固定資産の減損に係る会計基準」に基づいて、減損処理を行った又は予定であるかどうか、2. 年度別減損損失額

【調査票名】 2 - 法人企業統計調査附帯調査票（下期）（「固定資産の減損会計」の導入について）（平成19

年7月)

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月14日

【調査票承認期間終了日】 平成19年10月31日

【調査票番号】 調査票承認番号(新)26825 調査票承認番号(旧)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)資本金階層1億円以上10億円未満の各種法人(確立比
例抽出)資本金階層10億円以上の各種法人(全数抽出) (抽出枠)年次別法人企業統計調査法
人名簿

【調査方法】 (選定)全数及び無作為抽出 (客体数)13,408/29,000 (配布)郵送 (取
集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査日現在 (系統)財務省 報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成19年7月10日

【調査事項】 1.「固定資産の減損に係る会計基準」に基づいて、減損処理を行った又は予定であるかどうか、2.年度別減損損失額

【調査名】 社会保障実態調査

【実施機関】 厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所

【目的】 個人・家族の世代間扶助の実態と社会保障の機能に関する実態状況及び家族による相互扶助と社会保障の給付と負担との間の関連性に関して3世代間において把握し、今後の社会保障制度構築のための基礎資料を得る。

【調査の構成】 1 - 社会保障実態調査（世帯票）、2 - 社会保障実態調査（個人票）

【集計・公表】 （集計）中央集計（機械集計）（公表）「調査結果報告書」（集計終了後）（表章）全国

【経費】 37,433

【調査票名】 1 - 社会保障実態調査（世帯票）

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月15日

【調査票承認期間終了日】 平成19年9月30日

【調査票番号】 調査票承認番号（新）26826 調査票承認番号（旧）

【調査対象】 （地域）全国（単位）世帯（属性）世帯（抽出枠）平成19年国民生活基礎調査世帯名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）15,000/母45,000,000（配布）調査員（取集）調査員（記入）自計（把握時）調査日現在（系統）国立社会保障・人口問題研究所
都道府県（保健所を設置する市・特別区）保健所 調査員 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成19年6月25日～07月25日

【調査事項】 1. 世帯の属性（世帯全体の費用、世帯での貯蓄、生活保護の経験、生活保護を受けた理由、医療機関での受診）、2. 世帯員の構成

【調査票名】 2 - 社会保障実態調査（個人票）

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月15日

【調査票承認期間終了日】 平成19年9月30日

【調査票番号】 調査票承認番号（新）26827 調査票承認番号（旧）

【調査対象】 （地域）全国（単位）個人（属性）抽出された世帯に属する20歳から70歳の個人（抽

出枠)平成19年国民生活基礎調査世帯名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)15,000/母45,000,000 (配布)調査員
(収集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査日現在 (系統)国立社会保障・人口問題研究所
都道府県 (保健所を設置する市・特別区) 保健所 調査員 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成19年6月25日~07月25日

【調査事項】 1.個人の属性(性,年齢,兄弟の有無),2.就業状態,就業希望,3.同居・別居の理由,
過去の同別居,4.結婚の経験,子供の有無,学歴,年間収入,5.両親への支援,子供の費用,
6.生活水準

【調査名】 最低賃金に関する実態調査

【実施機関】 厚生労働省労働基準局勤労者生活部勤労者生活課

【目的】 中央最低賃金審議会における審議資料とするため、賃金改定の状況を把握すること、及び地方最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正の審議に資するため、低賃金労働者の賃金実態を的確に把握することを目的とする。

【沿革】 昭和56年から平成9年調査まで「最低賃金に関する基礎調査」として毎年実施され、「最低賃金に関する基礎調査票」のみであったが、平成10年調査から、中小規模事業所の労働者の賃金改定状況をより詳細にとらえるため、「賃金改定状況調査票」を追加し、調査の名称を「最低賃金に関する実態調査」として実施している。

【調査の構成】 1 - 賃金改定状況調査票, 2 - 最低賃金に関する基礎調査票

【集計・公表】 (集計)中央集計(機械集計) (公表)中央最低賃金審議会の資料等として公表。(平成18年7月頃) (表章)全国

【調査票名】 1 - 賃金改定状況調査票

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月23日

【調査票承認期間終了日】 平成19年12月31日

【調査票番号】 調査票承認番号(新)26828 調査票承認番号(旧)26488

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)製造業,卸売・小売業,飲食店,宿泊業,医療,福祉及びサービス業(他に分類されないもの)に属する事業所であって,6月1日現在の常用労働者数が30人未満の企業規模に属する民営事業所で,1年以上継続して事業を営んでいるもの。(抽出枠)平成16年事業所・企業統計調査による磁気テープ

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)10,000/母2,890,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)平成19年6月1日現在 (系統)厚生労働省労働基準局 都道府県労働局 労働基準監督署 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)06月1日~20日

【調査事項】 1.事業所に関する事項(1)主要な生産品の名称又は事業の内容,(2)労働者数(臨時,パ

ートを含む。)、(3)労働組合の有無、(4)月間所定労働日数、(5)1日の所定労働時間数、(6)前年度の年間所定労働日数、(7)前々年度の年間所定労働日数、(8)賃金改定状況、2.労働者に関する事項(1)フェイス事項(性、就業形態及び年齢)、(2)勤続年数、(3)職種又は仕事の内容、(4)基本給額(前年6月分及び当年6月分)、(5)諸手当(前年6月分及び当年6月分)、(6)精皆勤手当、通勤手当及び家族手当(当年6月分)、(7)月間所定労働日数(前年6月分及び当年6月分)、(8)1日の所定労働時間数(前年6月分及び当年6月分)等

【調査票名】 2 - 最低賃金に関する基礎調査票

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月23日

【調査票承認期間終了日】 平成19年12月31日

【調査票番号】 調査票承認番号(新)26829 調査票承認番号(旧)26489

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)製造業、情報通信業(新聞業及び出版業に限る)、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、医療、福祉及びサービス業(他に分類されないもの)に属する事業所であって、製造業及び情報通信業(新聞業及び出版業に限る)は100人未満、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、医療、福祉及びサービス業(他に分類されないもの)は30人未満の常用労働者を雇用する民営事業所。(抽出枠)平成16年事業所・企業統計調査による磁気テープ

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)100,000/母2,930,000 (配布)調査員(収集)調査員 (記入)自計 (把握時)平成19年6月1日現在 (系統)厚生労働省労働基準局 都道府県労働局 労働基準監督署 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)06月1日~07月31日

【調査事項】 1.事業所に関する事項(1)主要な生産品の名称又は事業の内容、(2)労働者数(臨時、パートを含む。)、(3)労働組合の有無、2.労働者に関する事項(1)フェイス事項(性、就業形態及び年齢)、(2)勤続年数、(3)職種又は主たる仕事の内容、(4)賃金形態、(5)基本給額、(6)精皆勤手当、通勤手当、家族手当及びその他の手当、(7)月間所定労働日数、(8)1日の所定労働時間数

【調査名】 生コンクリート流通統計調査

【実施機関】 経済産業省製造産業局住宅産業窯業建材課

【目的】 我が国の生コンクリートの需要構造，骨材等の消費及び労務状況等の実態を把握し，生コンクリート工業に関する各種の行政施策を実施するための基礎資料を作成することを目的とする。

【沿革】 昭和36年から開始された「生コンクリート実態調査」（四半期調査）に端を発する調査であり，昭和45年，「生コンクリート工業実態調査」，翌昭和46年，「生コンクリート四半期報」，昭和48年，「生コンクリート統計四半期報」と改称され現在に至っている。

【調査の構成】 1 - 生コンクリート統計四半期報

【集計・公表】 （集計）中央集計（民間委託・機械集計） （公表）每期調査票提出月の翌々月下旬に刊行物により公表（表章）全国

【経費】 5,794

【調査票名】 1 - 生コンクリート統計四半期報

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月23日

【調査票承認期間終了日】 平成19年3月31日

【調査票番号】 調査票承認番号（新）26830 調査票承認番号（旧）23642

【調査対象】 （地域）全国（単位）事業所（属性）生コンクリートを生産する事業所で生コンクリートの製造設備（プラント，ミキサ）を保有し，製造設備の混練能力が月産14,000立法メートル以上の事業所（抽出枠）全国生コンクリート工業組合連合会会員名簿等

【調査方法】 （選定）全数（客体数）2,347（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）四半期末現在（系統）経済産業省 民間調査機関 報告者

【周期・期日】 （周期）四半期（実施期日）調査四半期翌月の15日

【調査事項】 1．生コンクリートの需要先別出荷内訳，2．原材料の消費数量，3．期末の常用従業者数，4．プラント・ミキサの容量及び基数別設備状況

【調査名】 放送番組制作業実態調査

【実施機関】 総務省情報通信政策局総合政策課情報通信経済室

【目的】 今後の通信産業の健全な発展を図るため、放送番組制作業の実態・動向を把握し、今後の通信産業政策の企画・立案のための基礎資料を得る。

【調査の構成】 1 - 放送番組制作業実態調査調査票

【集計・公表】 (集計)中央集計(民間委託・機械集計) (公表)「調査結果報告書」(平成19年5月頃)
(表章)全国

【経費】 1,618

【調査票名】 1 - 放送番組制作業実態調査調査票

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月23日

【調査票承認期間終了日】 平成19年6月30日

【調査票番号】 調査票承認番号(新)26831 調査票承認番号(旧)26258

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)テレビ番組制作業,ラジオ番組制作業 (抽出枠)番組制作会社一覧(日本民間放送年鑑)

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,200/母1,200 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)各年度の3月31日現在 (系統)総務省 民間調査機関 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)平成19年3月31日

【調査事項】 1.事業運営内容,2.財務の状況,3.固定資産取得状況等,4.従業者雇用の状況,5.放送番組の契約件数等,6.今後の事業展開,7.経営上の問題点等

【調査名】 自然再生の推進に関する意識等調査

【実施機関】 総務省行政評価局国土交通担当評価監視官

【目的】 総務省は、自然再生推進法（平成14年法律第148号）に基づく自然再生の推進のための政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため、平成18年8月から「自然再生の推進に関する政策評価（総合性確保評価）」を実施している。本調査は、上記政策評価の一環として、法の制定を契機として、住民、NPO法人、地方公共団体など多様な主体の自然再生に関する意識・行動が、どのように影響を受け、自然再生の取組が社会にどの程度浸透してきたかを把握し、自然再生の推進政策を評価する上で活用するものである。

【調査の構成】 1 - 自然再生の推進に関するNPO法人の意識等調査票、2 - 自然再生の推進に関する自然再生協議会事務局の意識等調査票、3 - 自然再生の推進に関する住民等の意識等調査票

【集計・公表】 （集計）中央集計（機械集計）（公表）「自然再生の推進に関する政策評価書（総合性確保評価）結果報告書」に併せて公表（平成19年11月）（表章）全国

【調査票名】 1 - 自然再生の推進に関するNPO法人の意識等調査票

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月23日

【調査票承認期間終了日】 平成19年6月30日

【調査票番号】 調査票承認番号（新）26832 調査票承認番号（旧）

【調査対象】 （地域）全国（単位）非営利活動法人（属性）環境保全活動を行っている特定非営利活動法人（抽出枠）内閣総理大臣認証及び都道府県知事認証NPO法人一覧

【調査方法】 （選定）全数（客体数）7,752（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査日現在（系統）総務省 報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成19年6月30日まで

【調査事項】 1．フェイスシート事項（法人名、設立年月、会員数等）、2．自然再生協議会への参加状況、3．自然再生協議会の合意形成の状況、4．自然再生の対象区域及び自然再生の目標の設定状況、5．自然再生協議会における役割分担の内容、6．自然再生の実施計画の作成等の状況、7．自然

再生事業の実施に当たっての連絡調整の状況，8．自然再生に関する相談窓口ネットワークの利用状況

【調査票名】 2 - 自然再生の推進に関する自然再生協議会事務局の意識等調査票

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月23日

【調査票承認期間終了日】 平成19年6月30日

【調査票番号】 調査票承認番号(新)26833 調査票承認番号(旧)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)非営利活動法人 (属性)環境保全活動を行っている特定非営利活動法人 (抽出枠)内閣総理大臣認証及び都道府県知事認証NPO法人一覧

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)7,752 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査日現在 (系統)総務省 報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成19年6月30日まで

【調査事項】 1．実施している自然再生の態様，2．自然再生協議会の設置要領の作成状況，3．合意形成方法についての規定状況，4．自然再生の対象区域及び目標の設定状況，5．自然再生協議会参加者の役割分担の設定状況，6．自然再生事業の実施計画の作成等の状況，7．自然再生協議会の自然再生への取組の進捗状況

【調査票名】 3 - 自然再生の推進に関する住民等の意識等調査票

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月23日

【調査票承認期間終了日】 平成19年6月30日

【調査票番号】 調査票承認番号(新)26834 調査票承認番号(旧)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)自然再生協議会に参加する住民等 (抽出枠)総務省行政評価局が地方調査を実施する中で把握した85自然再生協議会の名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)800 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査日現在 (系統)総務省 報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成19年6月30日

【調査事項】 1．フェイスシート事項（性別，年齢，従事している産業等），2．自然再生協議会への参加状況，3．自然再生協議会の参加議会の確保状況，4．自然再生協議会の合意形成の状況，5．自然再生の対象区域及び目標の設定状況，6．自然再生協議会における役割分担の内容，7．自然再生の実施計画の作成等の状況，8．自然再生事業の実施に当たっての連絡調整の状況，9．自然再生に関する相談窓口ネットワークの利用状況

【調査名】 建設工事進捗率調査

【実施機関】 国土交通省総合政策局情報管理部建設調査統計課

【目的】 「建設総合統計」（加工統計）における出来高作成のための必要な建設工事月の進捗率を把握する。

【調査の構成】 1 - 建設工事進捗率調査票

【集計・公表】 （集計）中央集計（民間委託・機械集計）（公表）公表しない（表章）全国

【経費】 7,649

【調査票名】 1 - 建設工事進捗率調査票

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月27日

【調査票承認期間終了日】 平成19年7月31日

【調査票番号】 調査票承認番号（新）26835 調査票承認番号（旧）21296

【調査対象】 （地域）全国（単位）事業所（属性）建設工事受注動態統計調査の対象建設業許可業者
（抽出枠）建設工事受注動態統計調査名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）640/母32,000（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）調査日現在（系統）国土交通省 民間調査機関 報告者

【周期・期日】（周期）不定期（実施期日）平成19年4月10日～06月30日

【調査事項】 1. 施工場所等, 2. 当初の総工事費及び工期, 3. 最終の総工事費及び工期, 4. 契約上と実際の着工年月及び完成年月, 5. 月別出来高, 6. 対象工事費の内容

【調査名】 建設労働需給調査

【実施機関】 国土交通省総合政策局建設振興課労働資材対策室

【目的】 建設技能労働者の需給状況等を職種別・地域別に毎月調査することにより、公共事業をはじめとする建設工事に必要な労働力の円滑な確保に資するとともに、適切な建設労働対策を推進するための基礎資料とする

【調査の構成】 1 - 建設労働需給調査票

【集計・公表】 (集計)中央集計(機械集計) (公表)毎月記者発表及びインターネットによる公表 (表章)全国

【経費】 7,321

【調査票名】 1 - 建設労働需給調査票

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月27日

【調査票承認期間終了日】 平成20年3月31日

【調査票番号】 調査票承認番号(新)26836 調査票承認番号(旧)25959

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)建設業法上の許可を受けた法人企業(資本金200万円以上)であって、型わく工,左官,とび工,鉄筋工,電工及び配管工を直接雇用する建設業者(抽出枠)建設業許可業者名簿

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)2,700/母419,000 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月10日から20日までの間で、日曜日,休日等を除いた作業が通常の形で行われた適当な1日 (系統)郵送:国土交通省 地方整備局等 調査協力員 報告者 オンライン:国土交通省 報告者(ホームページへのアクセス)

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)毎月25日まで

【調査事項】 1.手持現場数(公共工事現場数,民間工事現場数),2.手持現場の状況(残業・休日作業を強化中の現場数,強化理由),3.確保している労働者数(最近1か月以内に新たに使用した人数,1か月を超えて使用している者),4.確保しなかったが出来なかった労働者数,5.確保したが過剰となった労働者数,6.労働者確保の見通し(難易及びその理由)

【調査名】 主要建設資材需給・価格動向調査

【実施機関】 国土交通省総合政策局建設振興課労働資材対策室

【目的】 建設工事に必要な主要建設資材の需給及び価格等の変動状況を的確かつ早期に把握し、建設資材の需給並びに価格の安定対策を図る基礎資料を得る。

【沿革】 昭和50年6月以降、毎月実施している。

【調査の構成】 1 - 主要建設資材需給・価格動向調査票

【集計・公表】 (集計) 地方集計(機械集計) (公表) 毎月記者発表及びインターネットによる公表 (表章) 全国

【経費】 4,414

【調査票名】 1 - 主要建設資材需給・価格動向調査票

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月27日

【調査票承認期間終了日】 平成21年3月31日

【調査票番号】 調査票承認番号(新)26837 調査票承認番号(旧)25946

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 建設資材の供給業者(生産者, 商社, 問屋, 特約店, 販売店)及び建設資材の需要業者。(抽出枠) 建設資材に関わる組合, 協会などの団体名簿及び建設業許可業者名簿

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 1,900/母610,000 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎月1日~5日を基準 (系統) 郵送: 国土交通省 地方整備局等 報告者 オンライン: 国土交通省 報告者(ホームページへのアクセス)

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 毎月10日まで

【調査事項】 調査は, 1に掲げる建設資材について, 2の事項を調査する。1. 調査対象建設資材, (1) セメント, (2) 生コンクリート, (3) 骨材(砂, 砂利, 砕石, 再生砕石), (4) アスファルト合材(新材, 再生), (5) 鋼材(異形棒鋼, H形鋼), (6) 木材(杉正角・特1等, 型枠用合板), (7) 石油(軽油) 2. 調査事項(1) 当該都道府県内での取引価格(最頻度単価),

(2) 価格動向 (現在 (前月に比べて) , 将来 (3 ヶ月先)) , (3) 需要動向 (現在 , 将来 (3 ヶ月先)) , (4) 在庫状況 (現在 (ただし在庫が存在しない一部資材については除く。))

【調査名】 独立行政法人等個人情報保護法施行状況調査

【実施機関】 総務省行政管理局行政情報システム企画課

【目的】 「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）の施行状況を的確に把握し、法の適正運用等の基礎資料を得る。

【調査の構成】 1 - 独立行政法人等個人情報保護法施行状況調査調査票

【集計・公表】 （集計）中央集計（機械集計） （公表）「調査結果報告書」（集計終了後） （表章）全国

【経費】 998

【調査票名】 1 - 独立行政法人等個人情報保護法施行状況調査調査票

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月28日

【調査票承認期間終了日】 平成19年12月31日

【調査票番号】 調査票承認番号（新）26838 調査票承認番号（旧）26456

【調査対象】 （地域）全国 （単位）行政機関 （属性）調査対象期間中に「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等であったもの（当該法人が消滅している場合は、当該法人の権利義務を承継したものを含む）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）217 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計
（把握時）平成19年3月31日現在 （系統）総務省 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）5月31日

【調査事項】 1．監査・点検及び教育研修の状況，2．個人情報ファイルの状況，3．個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託等の状況，4．個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況，5．開示請求の状況，6．訂正請求の状況，7．利用停止請求の状況，8．訴訟の状況

【調査名】 家庭電気製品の量販店販売統計調査

【実施機関】 経済産業省商務情報政策局情報通信機器課

【目的】 我が国の家電量販店の流通を調査することにより、家電業界の状況を把握し、当省として家電業界の不況対策、家電流通の適正化等家電業界の発展に資するための政策に当該統計を活用することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 家庭電気製品の量販店販売月報

【集計・公表】 (集計)中央集計(民間委託・機械集計) (表章)全国

【調査票名】 1 - 家庭電気製品の量販店販売月報

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月28日

【調査票承認期間終了日】 平成21年4月30日

【調査票番号】 調査票承認番号(新)26839 調査票承認番号(旧)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)家電販売店・チェーンストア・ホームセンター・通信販売で、家電製品の売上げが10億円以上の企業

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)160 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査日現在 (系統)経済産業省 民間調査機関 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)翌月15日

【調査名】 農業協同組合及び同連合会一斉調査

【実施機関】 農林水産省経営局協同組織課

【目的】 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された農業協同組合，農業協同組合連合会及び農事組合法人の組織，事業，財務等の実態を把握し，農協等の健全な運営を図るための指導等に
必要な基礎資料を得る。

【沿革】 本調査は、農林水産省が農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人を調査対象として、昭和24年以降毎年実施されている。本調査は、組織別区分等による8種類の調査票で構成されている。なお、本調査は、平成16年度調査において従来8種類の調査票（1．農業協同組合一斉調査票（総合農協），2．農業協同組合一斉調査票（専門農協），3．農業協同組合連合会一斉調査票（信連），4．農業協同組合連合会一斉調査票（経済連），5．農業協同組合連合会一斉調査票（厚生連），6．農業協同組合連合会一斉調査票（開拓等の連合会），7．農事組合法人一斉調査票，8．農業協同組合経営分析調査票）で実施されていたものを集計作業の簡素化及び調査客体の負担軽減を図る観点から調査票の統合を行うとともに農業協同組合経営分析調査票を廃止した。また、平成19年度調査から、農事組合法人一斉調査を廃止した。

【調査の構成】 1 - 農業協同組合一斉調査票（総合農協），2 - 農業協同組合一斉調査票（専門農協），3 - 農業協同組合連合会（都道府県区域）一斉調査票

【集計・公表】 （集計）中央集計（機械集計） （公表）「調査結果報告書」（調査翌年3月）（表章）全国

【調査票名】 1 - 農業協同組合一斉調査票（総合農協）

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月29日

【調査票承認期間終了日】 平成19年9月30日

【調査票番号】 調査票承認番号（新）26840 調査票承認番号（旧）26441

【調査対象】 （地域）全国 （単位）農業協同組合 （属性）農業協同組合（総合農協）（抽出枠）農業協同組合名簿（総合農協）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）901 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン
（記入）自計 （把握時）前年4月1日から当年3月31日までに終了した事業年度 （系統）農

林水産省 都道府県 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)7月31日

【調査事項】 1.組合の名称等, 2.地帯分類, 3.組合員数及び複数組合員制, 4.役員数及び役員選出方式, 5.職員, 6.組合員の資格, 7.組合員組織, 8.労働時間・給与・定年制, 9.実施事業等, 10.専属利用契約, 11.共同利用施設の状況, 12.団体協約等の締結の状況, 13.貸借対照表, 14.損益計算書, 15.剰余金処分, 16.勘定科目の内訳, 17.部門別損益, 18.信用事業, 19.農業倉庫等の規模, 20.系統外出費の状況, 21.購買事業・販売事業等, 22.補助金等

【調査票名】 2 - 農業協同組合一斉調査票(専門農協)

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月29日

【調査票承認期間終了日】 平成19年9月30日

【調査票番号】 調査票承認番号(新)26841 調査票承認番号(旧)26442

【調査対象】 (地域)全国 (単位)農業協同組合 (属性)農業協同組合(専門農協) (抽出枠)農業協同組合名簿(専門農協)

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)796/母2,445 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)前年4月1日から当年3月31日までに終了した事業年度 (系統)農林水産省 都道府県 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)7月31日

【調査事項】 1.組合の名称等, 2.組合員数, 3.役員数, 4.職員数, 5.職員の給与状況, 6.株式会社の株式取得及び有限会社への出資等, 7.財務状況, 8.損益状況, 9.剰余金処分又は損失金処理計算書, 10.貸付金, 11.補助金, 12.諸税, 13.購買事業・販売事業等, 14.共同利用施設所有状況等

【調査票名】 3 - 農業協同組合連合会(都道府県区域)一斉調査票

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月29日

【調査票承認期間終了日】 平成19年9月30日

【調査票番号】 調査票承認番号(新)26842 調査票承認番号(旧)26443

【調査対象】 (地域)全国 (単位)農業協同組合連合会 (属性)農業協同組合連合会(信連42), (経済連9), (厚生連31), その他31(事業休止等を除く))全国区域, 2県以上全国区域未満及び県区域未満の連合会を除く。(抽出枠)農業協同組合連合会名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)113 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)前年4月1日から当年3月31日までに終了した事業年度 (系統)農林水産省 都道府県 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)7月31日

【調査事項】 1.組合の名称等, 2.組合員数, 3.役員数, 4.職員数, 5.職員の給与状況, 6.株式会社の株式取得及び有限会社への出資等, 7.財務状況, 8.損益状況, 9.剰余金処分又は損失金処理計算書, 10.貸付金, 11.補助金, 12.諸税, 13.購買事業・販売事業等, 14.共同利用施設所有状況等

【調査名】 海外事業活動基本調査

【実施機関】 経済産業省経済産業政策局調査統計部企業統計室

【目的】 我が国企業の海外事業活動の現状と海外事業活動が現地及び日本に与える影響を把握することにより、今後の産業政策及び通商政策の運営に資するための資料を得る。

【沿革】 我が国企業の海外活動の現状と海外事業活動が現地及び我が国に与える影響については、これまで、
1. 昭和46年度に開始された「海外事業活動動向調査」（以下「動向調査」という。）（3年に2回）、
2. 海外事業活動の進展により詳細な活動実態の把握が求められるようになったことを踏まえて昭和56年度に開始された動向調査の詳細調査である「海外事業活動基本調査」（以下「基本調査」という。）（3年周期）のローテーションにより把握されてきた。

統計調査の名称については、これまで動向調査と基本調査に区分していたが、平成10年調査から「海外事業活動基本調査」として調査名を一本化している。

【調査の構成】 1 - 本社企業調査票、2 - 現地法人調査票

【集計・公表】 （集計）中央集計（民間委託・機械集計）（公表）「海外事業活動基本調査概要（速報）」（毎年3月）「我が国企業の海外事業活動（確報）」（毎年9月）（表章）全国

【経費】 27,176

【調査票名】 1 - 本社企業調査票

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月30日

【調査票承認期間終了日】 平成19年12月31日

【調査票番号】 調査票承認番号（新）26843 調査票承認番号（旧）26505

【調査対象】 （地域）全国（単位）企業（属性）海外に現地法人を有する我が国企業のうち、金融・保険及び不動産を除く企業（抽出枠）海外事業活動基本調査名簿等

【調査方法】 （選定）全数（客体数）4,600（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）毎年3月31日現在（系統）経済産業省 民間調査団体 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）平成19年8月31日

【調査事項】 1. 企業の概要、2. 企業の操業状況等、3. 雇用の状況、4. 売上の状況、5. 新規投資また

は追加投資の有無，6．投資決定のポイントについて，7．今後の海外戦略について

【調査票名】 2 - 現地法人調査票

【調査票承認期間開始日】 平成19年3月30日

【調査票承認期間終了日】 平成19年12月31日

【調査票番号】 調査票承認番号(新)26844 調査票承認番号(旧)26506

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)海外に現地法人を有する我が国企業のうち，金融・保険及び不動産を除く企業 (抽出枠)海外事業活動基本調査名簿等

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)4,600 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年3月31日現在 (系統)経済産業省 民間調査機関 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)平成19年8月31日

【調査事項】 1．現地法人の概要，2．出資状況，3．操業状況，4．解散，撤退・移転，出資比率の低下の状況，5．雇用の状況，6．事業活動の状況，7．費用・収益・利益処分，研究開発の状況，8．設備投資の状況

4 届出統計調査の受理

注：「報告様式名」欄について

報告様式が2以上ある場合には、報告様式名の頭に数字を付し、調査内容の説明の簡略化を図った。

(1) 新規

【調査名】 県民の福祉に関する満足度意識調査

【実施機関】 新潟県福祉保健部福祉保健課

【目的】 新潟県健康福祉ビジョンの成果指標である県民の福祉満足度を把握するとともに、新潟県の福祉施策に対する県民の意識を把握する基礎資料を得る。

【調査の構成】 1 - 県民の福祉に関する満足度意識調査票

【集計・公表】 (集計) 地方集計(機械集計) (公表) 「調査結果報告書」(平成19年3月末) (表章)
都道府県

【経費】 2,000

【調査票名】 1 - 県民の福祉に関する満足度意識調査票

【受理年月日】 平成19年3月1日

【受理番号】 受理番号(新)107015 受理番号(旧)

【調査対象】 (地域)新潟県全域 (単位)個人 (属性)20歳以上の男女 (抽出枠)選挙人名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)800/母1,963,374 (配布)郵送 (収集)郵送
(記入)自計 (把握時)調査日現在 (系統)新潟県 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)平成19年3月3日~03月16日

【調査事項】 1.フェイス事項,(1)性別,(2)年齢,(3)住所(市町村),(4)職業,(5)世帯構成,2.保健・医療・福祉に関する満足度,3.利用した福祉サービスの満足度,(1)福祉サービス利用の有無,(2)利用した福祉サービスの種類,(3)福祉サービス満足度,4.福祉関係のボランティア活動への参加状況,(1)福祉関係のボランティア活動への参加有無,(2)ボランティア活動への参加環境,5.県の福祉全般に関する満足度,6.子育て支援への満足度

【調査名】 自然再生の推進に関する意識等調査

【実施機関】 総務省行政評価局国土交通担当評価監視官

【目的】 総務省は、自然再生推進法（平成14年法律第148号）に基づく自然再生の推進のための政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討を資するため、平成18年8月から「自然再生の推進に関する政策評価（総合性確保評価）」を実施している。本調査は、上記政策評価の一環として、法の制定を契機として、住民、NPO法人、地方公共団体など多様な主体の自然再生に関する意識・行動が、どのように影響を受け、自然再生の取組が社会にどの程度浸透してきたかを把握し、自然再生の推進政策を評価する上で活用するものである。

【調査の構成】 1 - 自然再生の推進に関する都道府県の意識等調査票、2 - 自然再生の推進に関する市町村の意識等調査票、3 - 自然再生の推進に関する自然再生協議会事務局の意識等調査票

【集計・公表】 （集計）中央集計（機械集計） （公表）「自然再生の推進に関する政策評価結果報告書」と併せて公表（平成19年11月） （表章）全国

【調査票名】 1 - 自然再生の推進に関する都道府県の意識等調査票

【受理年月日】 平成19年3月23日

【受理番号】 受理番号（新）107016 受理番号（旧）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）都道府県

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）47 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査日現在 （系統）総務省 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成19年4月13日まで

【調査事項】 1．フェイスシート事項（都道府県名，人口，総面積，森林面積等），2．城内にある自然再生協議会の状況，（1）自然再生協議会への参加状況，（2）自然再生協議会の合意形成の状況，（3）自然再生の対象区域及び目標の設定状況，（4）自然再生協議会における役割分担の内容，（5）自然再生の実施計画の作成等の状況，（6）自然再生事業の実施に当たったの連絡調整の状況，（7）自然再生協議会発足の今後の見込み等，3．自然再生推進法への対応，4．自然再生に

関する都道府県独自の取組状況

【調査票名】 2 - 自然再生の推進に関する市町村の意識等調査票

【受理年月日】 平成19年3月23日

【受理番号】 受理番号(新)107016 受理番号(旧)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)地方公共団体 (属性)市町村 (抽出枠)都道府県ホームページに掲載されている市町村一覧等

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,834 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査日現在 (系統)総務省 報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成19年4月13日まで

【調査事項】 1.フェイスシート事項(市町村名,人口,総面積,森林面積等),2.城内にある自然再生協議会の状況,(1)自然再生協議会への参加状況,(2)自然再生協議会の合意形成の状況,(3)自然再生の対象区域及び目標の設定状況,(4)自然再生協議会における役割分担の内容,(5)自然再生の実施計画の作成等の状況,(6)自然再生事業の実施に当たっての連絡調整の状況,(7)自然再生協議会発足の今後の見込み等,3.自然再生推進法への対応,4.自然再生に関する市町村独自の取組状況

【調査票名】 3 - 自然再生の推進に関する自然再生協議会事務局の意識等調査票

【受理年月日】 平成19年3月23日

【受理番号】 受理番号(新)107016 受理番号(旧)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)地方公共団体 (属性)都道府県及び市町村のうち,自然再生協議会の事務局を担当しているところを対象とする

【調査方法】 (選定)全数 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査日現在 (系統)総務省 報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成19年4月13日まで

【調査事項】 1.実施している自然再生の態様,2.自然再生協議会の設置要領の作成状況,3.合意形成方

法についての規定状況，4．自然再生の対象区域及び目標の設定状況，5．自然再生協議会参加者の役割分担の設定状況，6．自然再生事業の実施計画の作成等の状況，7．自然再生協議会の自然再生への取組の進捗状況

【調査名】 食に関する意識調査

【実施機関】 神奈川県環境農政総務課

【目的】 食や食育に関する県民の意識等についての実態調査を行い、県食育推進計画の策定及び神奈川県の食育推進施策の推進にあたっての基礎資料を得る。

【調査の構成】 1 - 食に関する意識調査調査票

【集計・公表】 (集計)地方集計(機械集計) (公表)「速報」(平成19年6月)「調査結果報告書」(平成19年8月) (表章)都道府県

【経費】 2,000

【調査票名】 1 - 食に関する意識調査調査票

【受理年月日】 平成19年3月26日

【受理番号】 受理番号(新)107017 受理番号(旧)

【調査対象】 (地域)神奈川県全域 (単位)個人 (属性)神奈川県内在住の20歳以上の男女 (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,000/母7,123,974 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査日現在 (系統)神奈川県 民間調査機関 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)平成19年4月19日~05月1日

【調査事項】 1.フェイス事項(性別,年齢,住所,職業,家族構成), 2.食育について(食育の認知度,食育を知った場所,食育への関心,食育に関心のある理由,食育に関心がない理由,食育に関する行動活動,活動をしていない理由,食育に係るイベント参加希望,参加の条件), 3.食事バランスガイドについて(食事バランスガイドの認知度,知った場所,参考の有無), 4.食事のとりかたについて(朝食をとる頻度,朝食をとらない理由,朝食を家族ととるか,夕食を家族ととるか,子供が朝食をとる頻度,子供が家族と朝食をとるか,子供が朝食をとらない理由,子供が家族と夕食をとるか), 5.学校の授業等における食の知識について(子供が学校の授業で受けた食の知識,学校で受けた食の知識), 6.食品の安全性について(食の安全性に関する知識について,行政に提供してもらいたい情報), 7.メタボリックシンドロームについて(認知度,知った場所,

関心の有無) , 8 . 農林水産業の体験について (農林水産業体験への関心 , 農林水産業体験の有無 , 体験した場所 , 体験してみたいか , 体験してみたい理由)

(2) 変更

【調査名】 人口移動統計調査

【実施機関】 広島県地域振興部地域振興対策局統計調査室

【目的】 広島県の人口の移動状況を把握し、各種行政施策の基礎資料とするとともに、市町人口の推計の基礎資料を得ることを目的として、昭和40年以降毎月実施している。

【調査の構成】 1 - 人口移動統計調査甲調査票, 2 - 人口移動統計調査乙調査票

【集計・公表】 (集計) 地方集計(機械集計) (公表) 「人口移動統計調査移動理由等別集計」(3, 6, 9, 12月) (表章) 都道府県

【経費】 3, 822

【調査票名】 1 - 人口移動統計調査甲調査票

【受理年月日】 平成19年3月2日

【受理番号】 受理番号(新)207009 受理番号(旧)206099

【調査対象】 (地域) 広島県全域 (単位) 個人 (属性) 県内の一の市町(広島市にあっては区)の区域内から当該市町の区域外に住所を移す者及び県内以外の区域から県内の市町の区域内に住所を移す者で、住民基本台帳法に基づき住民票に記載され、または、住民票を削除された者。

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 129, 657 (配布) 市区町職員 (収集) 市区町職員 (記入) 自計 (把握時) 毎月1日から末日まで (系統) 広島県 市町 報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 15日まで

【調査事項】 1. 男女別人口, 2. 世帯数, 3. 転出入者数, 4. 出生者数, 5. 死亡者数

【調査票名】 2 - 人口移動統計調査乙調査票

【受理年月日】 平成19年3月2日

【受理番号】 受理番号(新)207009 受理番号(旧)206099

【調査対象】 (地域) 広島県全域 (単位) 個人 (属性) 県内の一の市町(広島市にあっては区)の区域内から当該市町の区域外に住所を移す者及び県内以外の区域から県内の市町の区域内に住所を移す者

で、住民基本台帳法に基づき住民票に記載され、または、住民票を削除された者。

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)129,657 (配布)市区町職員 (収集)市区町職員 (記入)自計 (把握時)毎月1日から末日まで (系統)広島県 市町 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)15日まで

【調査事項】 1.性別, 2.出生年月, 3.転出先又は転入前の住所, 3.転出入の理由, 4.転出入者の15歳時の住所地, 5.転出入者の居住の見込み

【調査名】 卒業後の状況調査付帯調査

【実施機関】 鹿児島県企画部統計課

【目的】 高等学校生徒の卒業後の状況を把握するため、卒業者の進学及び就職状況を明らかにする。

【調査の構成】 1 - 高等学校調査票（A票）、2 - 高等学校調査票（B票）

【集計・公表】 （集計）地方集計（機械集計）（公表）「学校基本調査報告書」（毎年1月頃）（表章）都道府県

【経費】 490

【調査票名】 1 - 高等学校調査票（A票）

【受理年月日】 平成19年3月2日

【受理番号】 受理番号（新）207010 受理番号（旧）204016

【調査対象】 （地域）鹿児島県全域（単位）学校（属性）鹿児島県内全ての高等学校

【調査方法】 （選定）全数（客体数）108（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン
（記入）自計（把握時）5月1日現在（系統）鹿児島県 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年5月1日

【調査事項】 1．学校の所在地、2．学校名、3．学校種別、4．設置者別、5．本校分校別、6．学科別、7．課程別、8．進路別卒業生数、9．専修学校等進学者及び入学者の内訳、10．一時的な仕事についていた者及び無業者の将来の進路希望、11．理由別県外就職者数、12．本年3月本科卒業者のうち進学者及び入学志願者数、13．前年3月以前卒業者のうち本年度大学学部、短期大学本科への進学者及び入学志願者数、14．ルート別就職者数、15．自家業就職者の内訳

【調査票名】 2 - 高等学校調査票（B票）

【受理年月日】 平成19年3月2日

【受理番号】 受理番号（新）207010 受理番号（旧）204016

【調査対象】 （地域）鹿児島県全域（単位）学校（属性）鹿児島県内全ての高等学校

【調査方法】 （選定）全数（客体数）108（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン

(記入)自計 (把握時)5月1日現在 (系統)鹿児島県 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年5月1日

【調査事項】 1.学校名, 2.学校種別, 3.設置者別, 4.本校分校別, 5.学科別, 6.課程別, 7.男女別, 8.産業分類別・都道府県別就職者数等

【調査名】 鶏卵生産量等調査

【実施機関】 新潟県農林水産部畜産課

【目的】 鶏卵の生産出荷動向を把握し、生産出荷及び価格の安定の基礎資料を得る。

【調査の構成】 1 - 鶏卵生産量等調査票

【集計・公表】 (集計) 地方集計(機械集計) (公表) 公表しない (表章) 都道府県

【経費】 6

【調査票名】 1 - 鶏卵生産量等調査票

【受理年月日】 平成19年3月12日

【受理番号】 受理番号(新)207011 受理番号(旧)

【調査対象】 (地域) 新潟県全域 (単位) 事業所 (属性) 採卵用成鶏めす10,000羽以上飼養者
(抽出枠) 家畜頭羽数調査採卵鶏飼養者名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 31/母39 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計
(把握時) 6月1日現在及び12月1日現在 (系統) 新潟県 報告者

【周期・期日】 (周期) 半年 (実施期日) 月末まで

【調査事項】 1. 採卵用成鶏めす(150日齢以上)の羽数及び飼養動向, 2. 鶏卵生産量状況, 3. 飼料購入量, 4. 飼養羽数の増減計画, 5. その他協議会の運営及び鶏卵生産動向の把握に必要な事項

【調査名】 学校における教育の情報化等の実態に関する調査

【実施機関】 文部科学省初等中等教育局参事官

【目的】 全国の公立学校における教育の情報化等の実態の状況を把握し、今後の教育行政における基礎資料を得ることにより、情報教育環境の整備充実の基礎資料を得る。

【調査の構成】 1 - 学校における教育の情報化等の実態に関する調査調査票

【集計・公表】 (集計)中央集計(機械集計) (公表)「調査結果報告書」(毎年7月頃)及びホームページにて公表 (表章)全国

【調査票名】 1 - 学校における教育の情報化等の実態に関する調査調査票

【受理年月日】 平成19年3月22日

【受理番号】 受理番号(新)207012 受理番号(旧)206030

【調査対象】 (地域)全国 (単位)学校 (属性)公立の小学校,中学校,高等学校,盲・聾・養護学校及び中等教育学校

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)37,900 (配布)オンライン (収集)オンライン (記入)自計 (把握時)3月1日現在 (系統)文部科学省 都道府県・政令指定都市教育委員会 報告者(都道府県・政令指定都市立学校),文部科学省 都道府県・政令指定都市教育委員会 市町村立教育委員会 報告者(市町村立学校)

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)4月9日

【調査事項】 1. インターネットへの接続状況等, (1) 接続回線種別, (2) 接続回線速度, (3) 接続先(プロバイダ), (4) 情報セキュリティポリシーの策定・運用の状況, (5) ホームページ(WEBページ)等の開設状況, (6) 有害情報への対応方法, (7) 電子メールアドレスの付与状況, 2. コンピュータ等の整備の実態, (1) 周辺機器台数, (2) 障害のある児童・生徒に配慮した入力・表示のための補助装置, (3) コンピュータの利用形態別台数, (4) 設置方法別台数, (5) OS別台数, (6) サーバの設置状況, (7) 設置場所別台数及びネットワーク対応状況等, 3. 教員のICT活用指導力等の実態, (1) 教員の数, (2) 教員のICT活用指導力の状況, (3) 外部ICT専門家の活用状況, (4) 個人所有のコンピュータについて

【調査名】 住民基本台帳人口移動報告

【実施機関】 総務省統計局統計調査部国勢統計課

【目的】 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づいて市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が作成する住民基本台帳により人口の移動状況を明らかにするための基礎資料を得る。

【調査の構成】 1 - 住民基本台帳人口移動報告報告表

【集計・公表】 （集計）中央集計（機械集計） （公表）「調査結果報告書」（集計終了後）及びホームページで公表（表章）全国

【経費】 4,312

【調査票名】 1 - 住民基本台帳人口移動報告報告表

【受理年月日】 平成19年3月26日

【受理番号】 受理番号（新）207013 受理番号（旧）206012

【調査対象】 （地域）各都道府県（47）並びに住基ネットシステムでの報告により難しい市区町村（3）
（単位）地方公共団体

【調査方法】 （選定）全数（客体数）50（配布）オンライン（取集）オンライン・その他（記入）
自計（把握時）調査日現在（系統）総務省 報告者（都道府県知事（地方自治情報センター））、総務省 都道府県知事 報告者（市町村長）

【周期・期日】（周期）月（実施期日）毎月、当該月の翌月上旬まで

【調査事項】 従前の住所地別転入者数（男女別、総数）

【調査名】 行政機関個人情報保護法施行状況調査

【実施機関】 総務省行政管理局行政情報システム企画課

【目的】 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）の施行状況を的確に把握し、法の適正運用等の基礎資料を得る。

【調査の構成】 1 - 行政機関個人情報保護法施行状況調査調査票

【集計・公表】 （集計）中央集計（機械集計）（公表）「調査結果報告書」（集計終了後）（表章）全国

【経費】 998

【調査票名】 1 - 行政機関個人情報保護法施行状況調査調査票

【受理年月日】 平成19年3月26日

【受理番号】 受理番号（新）207014 受理番号（旧）206028

【調査対象】 （地域）全国（単位）行政機関（属性）調査対象期間中に行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する行政機関であったもの（当該行政機関が組織の改廃により、消滅している場合は、当該行政機関の権利義務を承継したものを含む）

【調査方法】 （選定）全数（客体数）51（配布）オンライン（収集）オンライン（記入）自計（把握時）平成19年3月31日現在（系統）総務省 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）5月31日

【調査事項】 1．監査・点検及び教育研修の状況，2．個人情報ファイルの状況，3．個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託等の状況，4．個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況，5．開示・訂正・利用停止請求の受付・処理状況，6．処分の状況，7．不開示決定・不訂正決定・不利用停止決定の状況，8．不服申立てとその処理の状況，9．法に関する訴訟の状況，10．個人情報の漏えい等事案の状況

【調査名】 職種別民間給与実態調査

【実施機関】 人事院給与局給与第一課

【目的】 国家公務員法及び地方公務員法に規定する趣旨に基づいて、国家公務員及び地方公務員の給与と民間従業員の給与とを調査し、比較検討するための基礎資料を得る。

【沿革】 昭和23年7月に第1回が行われ、毎年1回（昭和25年のみは2回）実施されている。なお、昭和39年までは事業所規模50人以上を調査対象としていたが、経済成長による民間企業の規模構成の変化等に応じ、昭和40年以降は、事業所規模50人以上、かつ、企業規模100人以上を対象に調査している。

【調査の構成】 1 - 事業所票（1）、2 - 事業所票（2）

【集計・公表】 （集計）中央集計（統計センター委託・機械集計）（公表）「人事院月報」（平成17年勧告日以降）（表章）全国

【経費】 34,263

【調査票名】 1 - 事業所票（1）

【受理年月日】 平成19年3月27日

【受理番号】 受理番号（新）207015 受理番号（旧）206032

【調査対象】 （地域）全国（単位）事業所（属性）平成19年4月分の最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で事業所規模50人以上の事業所（日本標準産業分類で農業、林業、飲食店、宿泊業及び複合サービス事業を除く13大産業）。（抽出枠）独自に作成している母集団名簿（把握している企業については、毎年従業員数等の確認を行い、また、毎年国税庁より提供を受けている源泉徴収義務者一覧表に基づき新規事業所を把握するとともに、最新の事業所・企業統計調査により照合する。）

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）10,200/母54,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）平成19年4月分最終給与締切日現在（系統）人事院 人事院 地方事務局（所）及び各都道府県市特別区人事委員会 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）6月以降に支払われる夏季賞与及び臨時給与については、平成19

年7月31日まで

【調査事項】 1. 事業所名, 2. 賞与及び臨時給与の支払状況(平成18年8月~平成19年7月), 3. き
まって支給する給与の支払状況(平成18年8月~平成19年7月)

【調査票名】 2 - 事業所票(2)

【受理年月日】 平成19年3月27日

【受理番号】 受理番号(新)207015 受理番号(旧)206032

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)平成19年4月分の最終給与締切日現在において, 企
業規模50人以上で事業所規模50人以上の事業所(日本標準産業分類で農業, 林業, 飲食店, 宿
泊業及び複合サービス事業を除く13大産業)。 (抽出枠)独自に作成している母集団名簿(把
握している企業については, 毎年従業員数等の確認を行い, また, 毎年国税庁より提供を受けてい
る源泉徴収義務者一覧表に基づき新規事業所を把握するとともに, 最新の事業所・企業統計調査に
より照合する。)

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)10,200/母54,000 (配布)調査員 (収集)調
査員 (記入)他計 (把握時)平成19年4月分最終給与締切日現在 (系統)人事院 人事院
地方事務局(所)及び各都道府県市特別区人事委員会 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)平成19年5月1日~06月15日

【調査事項】 1. 事業所名, 2. 本年の給与改定の状況(事務・技術関係職種), 3. 平成18年冬季賞与の
支給状況(事務・技術関係職種), 4. 家族手当の支給状況, 5. 住宅手当の支給状況等, 6. 通勤
手当に支給状況, 7. 単身赴任者に対する手当の支給状況, 8. 人事制度(施策)の状況(事務・
技術関係職種), 9. 雇用調整の状況, 10. 労働時間の状況等

【調査名】 農林水産関係試験研究機関基礎調査

【実施機関】 農林水産省農林水産技術会議事務局技術政策課

【目的】 農林水産分野の都道府県試験研究機関及び地方独立行政法人，財団法人における人員，資金，用地の実態及び試験研究課題等を調査し，農林水産関係試験研究の効率的推進を図るために必要な基礎資料を得る。

【調査の構成】 1 - 農林水産関係試験研究機関基礎調査調査票（都道府県）

【集計・公表】 （集計）中央集計（機械集計） （公表）「調査結果報告書」（毎年3月）及びホームページにて公表（表章）全国，都道府県

【調査票名】 1 - 農林水産関係試験研究機関基礎調査調査票（都道府県）

【受理年月日】 平成19年3月27日

【受理番号】 受理番号（新）207016 受理番号（旧）103041

【調査対象】 （地域）全都道府県 （単位）地方公共団体 （属性）都道府県農林水産関係試験研究機関，地方独立行政法人，財団法人

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）322 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計（把握時）毎年3月31日現在 （系統）農林水産省 都道府県 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）7月31日

【調査事項】 1．人員調査，（1）人員の職種別人数，（2）ポストドクター担当数，（3）臨時職員等の職種別従事者数，（4）研究職員の内訳，2．資金調査，（1）総収入額の財源別内訳，（2）競争的研究資金の府省別獲得金額，（3）総支出額の支出項目別金額，3．用地調査，（1）圃場等面積，4．課題等調査，（1）試験研究課題調査，（2）試験研究業績調査

【調査名】 「医療費の動向」調査

【実施機関】 厚生労働省保険局調査課

【目的】 医療費の動向を迅速かつ精緻に把握し、その分析結果により政策決定の際の基礎資料を得る。

【調査の構成】 1 - 最近の医療費の動向 (MEDIAS), 2 - 医療機関医療費の最近の動向 (医療機関メディアス), 3 - レセ電算調剤レセプトによる調剤医療費の最近の動向 (調剤メディアス)

【集計・公表】 (集計)中央集計(機械集計) (公表)診療月の3か月後 (表章)全国

【経費】 45,559

【調査票名】 1 - 最近の医療費の動向 (MEDIAS)

【受理年月日】 平成19年3月28日

【受理番号】 受理番号(新)207017 受理番号(旧)106023

【調査対象】 (地域)全国 (単位)審査支払機関 (属性)審査支払機関(社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会(国民健康保険団体連合会))

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)2 (配布)しない (収集)しない (記入)自計 (把握時)調査日現在 (系統)厚生労働省 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)診療(調剤)月の翌々月末

【調査事項】 1.診療年月, 2.管掌, 3.基金, 4.確定件数(医科, 歯科, 調剤, 食事療養・生活療養, 施設療養, 訪問看護療養費), 5.確定回数(医科, 歯科, 調剤, 食事療養・生活療養, 施設療養, 訪問看護療養費), 6.確定日数(医科, 歯科, 調剤, 食事療養・生活療養, 施設療養, 訪問看護療養費), 7.確定点数(医科, 歯科, 調剤, 食事療養・生活療養, 施設療養, 訪問看護療養費), 8.確定金額(医科, 歯科, 調剤, 食事療養・生活療養, 施設療養, 訪問看護療養費), 9.請求点数(医科, 歯科, 調剤, 食事療養・生活療養, 施設療養, 訪問看護療養費)

【調査票名】 2 - 医療機関医療費の最近の動向 (医療機関メディアス)

【受理年月日】 平成19年3月28日

【受理番号】 受理番号(新)207017 受理番号(旧)106023

【調査対象】 (地域)全国 (単位)審査支払機関 (属性)審査支払機関(社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会(国民健康保険団体連合会))

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)2 (配布)しない (収集)しない (記入)自計 (把握時)調査日現在 (系統)厚生労働省 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)診療(調剤)月の翌々月末

【調査事項】 1.確定件数(医科,歯科,調剤,食事療養・生活療養,施設療養・訪問看護療養費),2.確定回数(医科,歯科,調剤,食事療養・生活療養,施設療養・訪問看護療養費),3.確定点数(医科,歯科,調剤,食事療養・生活療養,施設療養・訪問看護療養費),4.確定金額(医科,歯科,調剤,食事療養・生活療養,施設療養・訪問看護療養費),5.請求点数(医科,歯科,調剤,食事療養・生活療養,施設療養・訪問看護療養費)

【調査票名】 3 - レセ電算調剤レセプトによる調剤医療費の最近の動向(調剤メディアス)

【受理年月日】 平成19年3月28日

【受理番号】 受理番号(新)207017 受理番号(旧)106023

【調査対象】 (地域)全国 (単位)審査支払機関 (属性)審査支払機関(社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会(国民健康保険団体連合会))

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)2 (配布)しない (収集)しない (記入)自計 (把握時)調査日現在 (系統)厚生労働省 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)診療(調剤)月の翌々月末

【調査事項】 1.審査機関情報,2.薬局情報,3.レセプト情報(患者情報),4.レセプト情報(処方・調剤等情報),5.レセプト情報(医薬品情報),6.レセプト情報(特定機材情報),7.レセプト情報(コメント情報),8.レセプト情報(基本料・指導管理料情報)

【調査名】 賃金実態調査

【実施機関】 富士市商工農林部商工労政課

【目的】 賃金及び労働時間の実態を明らかにすることにより市内事業所の労務改善に役立たせるとともに、労働行政推進の基礎資料とする。

【調査の構成】 1 - 賃金実態調査票

【集計・公表】 (集計) 地方集計 (民間委託・機械集計) (公表) 調査結果報告書 (平成19年12月)
(表章) 都道府県

【経費】 420

【調査票名】 1 - 賃金実態調査票

【受理年月日】 平成19年3月30日

【受理番号】 受理番号(新)207018 受理番号(旧)206042

【調査対象】 (地域) 富士市全域 (単位) 企業 (属性) 市内に事業所のある常用従業員30人以上のすべての企業 (抽出枠) 市民税法人リスト

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 530 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成19年6月30日現在 (系統) 富士市 報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 平成19年7月20日

【調査事項】 1. 貴社の現況, 2. 労働時間, 3. 労働時間制度, 4. 週休制, 5. 年次休暇の有無, 6. その他の休暇の有無, 7. 賃金その他, 8. モデム賃金, 9. 新卒者採用状況と初任給, 10. 諸手当(役職手当, 通勤手当, 住宅手当, 家族手当) 11. 賞与支給状況, 12. 定年制, 13. 高齢者雇用安定法改正に対する今後の方針, 14. 退職金制度, 15. 各休業制度等の利用状況, 16. 男女雇用機会均等法に関する事項, 17. 次世代育成支援対策推進法, 18. 雇用状況, 19. パートタイマー

(3) 中止

【調査名】 労働状況調査

【実施機関】 福井県総務部政策統計室

【目的】 福井県における就業・不就業の状態を明らかにし、県の経済政策や雇用対策などのための基礎資料を得る。

【調査の構成】 1 - 労働状況調査票

【集計・公表】 (集計) 地方集計(機械集計) (公表) 「調査結果報告書」(四半期, 年, 年度毎に集計完了次第) (表章) 都道府県

【経費】 31,000

【備考】 (中止の理由) 福井県労働状況調査は福井県の完全失業率を求めるため、平成16年8月から実施しているが、当調査の第一の目的であった完全失業率について、統計局が平成18年から四半期ごとに都道府県別の完全失業率をモデル推計値として公表するようになったため。

【調査票名】 1 - 労働状況調査票

【受理年月日】 平成16年8月4日

【受理番号】 受理番号(新) 307001 受理番号(旧) 104394

【調査対象】 (地域) 福井県全域 (単位) 世帯 (属性) 全世帯(15歳以上の者) (抽出枠) 平成12年国勢調査標本基礎資料, 現地調査により作成する世帯名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 2,000/母690,000 (配布) 調査員 (収集) 調査員 (記入) 自計 (把握時) 毎月末日現在(ただし, 11月, 12月, 3月は26日現在) (系統) 福井県 民間調査機関 調査員 報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 毎月5日頃(11月, 12月, 3月は月末)

【調査事項】 1. フェイス事項, 2. 調査期日を最終日とする7日間における就業状態及び就業時間(仕事をしていない人), 3. 従業上の地位(仕事をしていない人, 仕事を休んでいた人), 4. 勤め先・業主などの産業分類(仕事をしていない人, 仕事を休んでいた人), 5. 勤め先での呼称(従業上の地位で雇用されている人), 6. 探している仕事の形態(仕事を探していた人。但し, 家事・通学・そ

の他除く) , 7 . 仕事を探し始めた理由 (仕事を探していた人のうち , パート・アルバイトを選択した人) , 8 . パート・アルバイトの就業形態を選んだ理由 (パート・アルバイトとして働いている人または探している人) , 9 . 今後も現在の仕事を続けていくのか (パート・アルバイトとして働いている人) , 1 0 . 希望する仕事につくためにどのような支援が必要か (パート・アルバイトの就業形態の人のうち就業支援の対象者)

【調査名】 生産動態統計調査

【実施機関】 埼玉県総務部統計課

【目的】 銑鉄鋳物事業所の生産動向と実態を明らかにし、地場産業育成のための基礎資料とする。

【調査の構成】 1 - 生産動態統計調査票

【集計・公表】 (集計) 地方集計(機械集計) (公表) 「埼玉県銑鉄鋳物工業生産の動き」(調査月の翌々月) (表章) 都道府県

【経費】 79

【備考】 (中止の理由) 調査対象事業所が大幅に減少し、今後も減少が続くことが予想されるため、調査を続行して行う必要性がなくなったため。

【調査票名】 1 - 生産動態統計調査票

【受理年月日】 平成10年4月23日

【受理番号】 受理番号(新)307002 受理番号(旧)

【調査対象】 (地域) 埼玉県全域 (単位) 事業所 (属性) 銑鉄鋳物製品を生産する事業所で工場全体の常用従業者数5人から19人までの事業所

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 29 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 毎月末日現在 (系統) 埼玉県 報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 翌月5日

【調査事項】 1. 製品の重量及び金額, 2. 原材料の当該品目群月間消費及び事業所月末在庫, 3. 労務(月末常用従業者数, 月間実働延人員, 現金給与総額)

【調査名】 学校給食実施状況調査

【実施機関】 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

【目的】 学校給食における充実に資するため、わが国における学校給食の実施状況や学校給食関係職員（学校栄養職員及び学校給食調理員）の配置状況等を明らかにし、今後の学校給食及び食に関する教育の充実のための施策の企画・立案に必要な基礎資料を得る。

【調査の構成】 1 - 学校給食実施状況調査票, 2 - へき地学校給食実施状況調査票, 3 - 学校給食共同調理場調査票, 4 - 学校給食業務外部委託状況調査票, 5 - 学校栄養職員配置状況調査票, 6 - 学校給食調理員配置状況等調査票

【集計・公表】 (集計)中央集計(機械集計) (公表)「調査結果報告(ホームページ)」(翌年3月末)
(表章)全国

【備考】〔中止の理由〕「学校給食実施状況調査」は、学校における学校給食実施の状況や学校給食関係職員の配置状況等を把握することにより、今後の学校給食及び食に関する教育の充実に資することを目的とする調査として、都道府県、教育委員会、都道府県私学主管及び市区町村教育委員会を報告者とする届出統計調査として実施してきたが、平成18年より、調査内容に米飯給食や給食費に関する調査事項を加えた承認統計調査「学校給食実施状況等調査」の一部として実施することになったため、調査を中止する。

【調査票名】 1 - 学校給食実施状況調査票

【受理年月日】 平成16年8月31日

【受理番号】 受理番号(新)307003 受理番号(旧)104400

【調査対象】 (地域)全国 (単位)地方公共団体 (属性)都道府県教育委員会,市町村教育委員会

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)3,284 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年5月1日現在 (系統)文部科学省 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月30日

【調査事項】 1.学校種別, 2.完全・補食・ミルク給食別, 3.学校数, 4.児童・生徒・幼児数等

【調査票名】 2 - へき地学校給食実施状況調査票

【受理年月日】 平成16年8月31日

【受理番号】 受理番号(新)307003 受理番号(旧)104400

【調査対象】 (地域)全国 (単位)地方公共団体 (属性)都道府県教育委員会,市町村教育委員会

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)3,284 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年5月1日現在 (系統)文部科学省 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月30日

【調査事項】 1.学校種別,2.へき地等級別,3.完全・補食・ミルク給食別,4.学校数,5.児童・生徒・幼児数等

【調査票名】 3 - 学校給食共同調理場調査票

【受理年月日】 平成16年8月31日

【受理番号】 受理番号(新)307003 受理番号(旧)104400

【調査対象】 (地域)全国 (単位)地方公共団体 (属性)都道府県教育委員会,市町村教育委員会

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)3,284 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年5月1日現在 (系統)文部科学省庁 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月30日

【調査事項】 1.設置者名,2.共同調理場名称,3.所在地,4.開設年月,5.供給対象(学校種類別・学校数・生徒数),6.職員数

【調査票名】 4 - 学校給食業務外部委託状況調査票

【受理年月日】 平成16年8月31日

【受理番号】 受理番号(新)307003 受理番号(旧)104400

【調査対象】 (地域)全国 (単位)地方公共団体 (属性)都道府県教育委員会,市町村教育委員会

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)3,284 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年5月1日現在 (系統)文部科学省 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月30日

【調査事項】 1.調理方式別, 2.学校種別, 3.委託業務別, 4.学校数, 5.児童・生徒・幼児数等

【調査票名】 5 - 学校栄養職員配置状況調査票

【受理年月日】 平成16年8月31日

【受理番号】 受理番号(新)307003 受理番号(旧)104400

【調査対象】 (地域)全国 (単位)地方公共団体 (属性)都道府県教育委員会, 市町村教育委員会

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)3,284 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年5月1日現在 (系統)文部科学省 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月30日

【調査事項】 1.学校種類別, 2.配置人員数(常勤者・非常勤者数), 3.学校規模別(単独校調理場方式), 4.共同調理場規模別等

【調査票名】 6 - 学校給食調理員配置状況等調査票

【受理年月日】 平成16年8月31日

【受理番号】 受理番号(新)307003 受理番号(旧)104400

【調査対象】 (地域)全国 (単位)地方公共団体 (属性)都道府県教育委員会, 市町村教育委員会

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)3,284 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年5月1日現在 (系統)文部科学省 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月30日

【調査事項】 1.学校種別, 2.配置人員数(常勤・非常勤別, 任用・派遣別)等

【調査名】 米飯給食実施状況調査

【実施機関】 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

【目的】 米飯給食の実施状況，価格構成を調査し，学校給食の指導上の基礎資料とする。

【沿革】 本統計調査は，昭和53年に開始された。

【調査の構成】 1 - 米飯給食実施状況調査表，2 - 委託炊飯加工賃等調査表

【集計・公表】 (集計)中央集計 (表章)都道府県

【備考】 [中止の理由] 「米飯給食実施状況調査」は，学校における米飯給食の実施状況を把握することにより，今後の学校給食及び食に関する教育の充実に資することを目的とする調査として，都道府県教育委員会，都道府県私学主管課及び市町村教育委員会を報告者とする届出統計調査として実施してきたが，平成18年より，調査内容に学校給食の実施状況や給食費に関する調査事項を加えた承認統計調査「学校給食実施状況等調査」の一部として実施することになったため，調査を中止する。

【調査票名】 1 - 米飯給食実施状況調査表

【受理年月日】 平成16年8月31日

【受理番号】 受理番号(新)307004 受理番号(旧)204055

【調査対象】 (地域)全国 (単位)地方公共団体 (属性)都道府県教育委員会，都道府県知事，市町村教育委員会

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)3,284 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年5月1日現在 (系統)文部科学省 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月30日

【調査事項】 1.米飯給食実施状況(学校種別・週当たり回数別・学校数・児童数・自校炊飯・委託炊飯・利用別米飯給食実施学校数等)

【調査票名】 2 - 委託炊飯加工賃等調査表

【受理年月日】 平成16年8月31日

【受理番号】 受理番号(新)307004 受理番号(旧)204055

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)地方公共団体 (属性)都道府県・市区町村教育委員会,都道府県知事
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)3,284 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年5月1日 (系統)文部科学省 報告者
- 【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月30日
- 【調査事項】 1.委託炊飯加工賃(食缶方式,弁当箱方式)

【調査名】 学校給食費調査

【実施機関】 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

【目的】 学校給食の充実に資するため、我が国における学校給食費の現状を明らかにし、今後の学校給食及び食に関する教育の充実のための施策の企画・立案に必要な基礎資料を得る。

【調査の構成】 1 - 学校給食費調査票, 2 - 食材料に対する公費負担措置調査票

【集計・公表】 (集計)中央集計(機械集計) (公表)「調査結果概要」(平成17年3月) (表章)全国

【備考】〔中止の理由〕「学校給食費調査」は、学校における学校給食費の状況等を把握することにより、今後の学校給食及び食に関する教育の充実に資することを目的とする調査として、都道府県、市町村教育委員会を報告者とする届出統計調査として実施してきたが、平成18年より、調査内容に学校給食の実施状況や米飯給食に関する調査事項を加えた承認統計調査「学校給食実施状況等調査」の一部として実施することになったため、調査を中止する。

【調査票名】 1 - 学校給食費調査票

【受理年月日】 平成16年8月31日

【受理番号】 受理番号(新)307005 受理番号(旧)104401

【調査対象】 (地域)全国 (単位)地方公共団体 (属性)都道府県教育委員会、市町村教育委員会

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)3,237 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年5月1日現在 (系統)文部科学省 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月30日

【調査事項】 1.市町村別, 2.学校種別(小学校・中学校・定時制高等学校), 3.学校数, 4.平均月額, 5.年間実施予定回数等

【調査票名】 2 - 食材料に対する公費負担措置調査票

【受理年月日】 平成16年8月31日

【受理番号】 受理番号(新)307005 受理番号(旧)104401

【調査対象】 (地域)全国 (単位)地方公共団体 (属性)都道府県教育委員会,市町村教育委員会

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)3,237 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年5月1日現在 (系統)文部科学省 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月30日

【調査事項】 1.設置者名,2.設置内容,3.措置対象(学校種別,学校数,幼児・児童・生徒数),4.総負担額(設置者の予定額)等

【調査名】 賃金事情調査

【実施機関】 広島県商工労働部総務管理局労働福祉室

【目的】 県内の民営事業所に雇用されている労働者の賃金などの労働条件等の実態を明らかにし、関係者の利用に供するとともに、労働行政の基礎資料とする。

【調査の構成】 1 - 賃金事情調査票

【集計・公表】 (集計) 地方集計(機械集計) (公表) 「広島県の賃金・労働事情」(調査年度内)

【経費】 645

【備考】 [中止の理由] 県内の民営事業所に雇用されている労働者の賃金等の労働条件等の実態を毎年調査(調査基準日: 6月30日)してきた「賃金事情調査」については、賃金構造基本統計調査(指定統計第49号を作成するための調査)や毎月勤労統計調査(指定統計第7号を作成するための調査等の既存統計結果により、県内労働者の賃金等の同行について実態把握が可能であることから、平成19年度以降の調査を行わないこととする。

【調査票名】 1 - 賃金事情調査票

【受理年月日】 昭和50年5月1日

【受理番号】 受理番号(新)307006 受理番号(旧)75028

【調査対象】 (地域) 広島県全域 (単位) 事業所 (属性) 常用労働者が30人以上の民営事業所 (抽出枠) 事業所・企業統計調査の調査対象

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1,700 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 6月30日現在

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 6月30日

【調査事項】 1. 事業所の現況, 2. 所定労働時間及び年間総休日日数, 3. 変形労働時間制, 4. 週休制の形態, 5. 年次有給休暇制度, 6. 育児・介護休業・子の看護休暇制度, 7. 定年制の実施形態及び継続雇用制度, 8. 退職金制度, 9. パートタイム労働者の雇用管理状況, 10. 人事・賃金システム, 11. 年齢別実在者賃金額, 12. 障害者の雇用, 13. 新規学卒者の採用計画及び採用実績

5 参 考

承認統計調査の実施機関別・年次別承認件数(報告様式単位)(1)

年(月) 実施機関名		昭和	46~	51~	56~	61~	平成	8~								合計
		41~ 45年	50年	55年	60年	H2年	3~ 7年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	
内閣府	経済社会 総合研究所	83	59	81	67	58	71	72	25	18	25	35	(4)	(4)	(4)	(12)
	その他			(3)											(1)	(4)
	小計	22	18	10	5	5	5	5	1	5	3	6	3	6	2	96
総務省	統計局			(3)									(4)	(4)	(5)	(16)
	その他	105	77	91	72	63	76	77	26	23	28	41	14	10	8	711
	小計	26	33	43	77	68	73	78	34	8	12	8	3	10	6	479
法務省	統計局	8	7	31	52	55	110	137	25	35	33	30	14	23	15	(1)
	その他														(1)	(1)
	小計	34	40	74	129	123	183	215	59	43	45	38	17	33	21	1054
法務省										2	2	0	0	0	1	5
財務省	本省	(11)	(3)			(1)							(4)	(4)	(5)	(28)
	国税庁	22	10	16	13	14	35	32	8	11	8	6	2	3	9	189
	小計	1	1	2	1	1										(1)
文部科学省	大臣官房 統計情報部															(1)
	社会保険庁	(11)	(3)			(2)							(4)	(4)	(5)	(29)
	小計	23	11	18	13	15	35	32	8	11	8	6	2	3	9	194
文部科学省		102	106	101	108	142	139	134	50	6	23	7	(1)	(1)	(1)	(1)
厚生労働省	大臣官房 統計情報部	308	298	312	278	193	216	185	56	51	41	44	44	50	39	2115
	社会保険庁		5	2	7	10	3	3		1	1		1	1		34
	中央労働 委員会		3				2	8	2	2	2	2	2		4	27
	その他	(2)						(4)	(1)			(1)	(1)	(1)	(2)	(12)
	小計	380	355	321	358	299	355	277	44	82	70	41	66	90	46	2784
厚生労働省		(2)						(4)	(1)			(1)	(1)	(1)	(2)	(12)
厚生労働省		688	661	635	643	502	576	473	102	136	114	87	113	141	89	4960

(注) 1. この表は、統計報告調整法により承認された統計報告を、調査票の様式単位で示したものである。
 2. 上段()は、他府省との共管調査で、その数は外数である。

承認統計調査の実施機関別・年次別承認件数(報告様式単位)(2)

年(月)		昭和	46~	51~	56~	61~	平成	8~								合計
		41~ 45年	50年	55年	60年	H2年	3~ 7年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	
実施機関名																
農 林 水 産 省	大臣官房 統計部		(3)													(3)
	総合食料局 (旧食糧庁)	384	425	435	374	379	330	227	63	56	90	53	37	56	70	2979
	林野庁	102	71	77	72	54	79	64	22	24	17	17	(2)	(2)	(1)	(5)
	水産庁	82	49	25	18	14	7	2		2	2		3		3	207
	その他		3	4	3	5	5	6		2	1	1		1	1	32
	小計	(15)	(21)	(10)	(20)	(20)	(4)	(15)	(2)	(2)	(2)	(2)			(1)	(114)
経 済 産 業 省	経済産業政策局 調査統計部	143	182	226	154	80	91	51	34	32	25	24	13	17	14	1086
	資源 エネルギー庁	(15)	(24)	(10)	(20)	(20)	(4)	(15)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(122)
	中小企業庁	711	730	767	621	532	512	350	119	116	135	95	82	80	105	4955
	その他		(2)	(6)	(2)	(2)		(1)				(1)				(14)
	小計	209	157	128	119	106	67	91	10	24	5	26	2	27	24	995
	その他									11	1	7	11	27	4	61
国 土 交 通 省	総合政策局 情報管理部	(1)		(3)	(4)	(2)	(1)									(11)
	その他	61	56	90	63	103	73	60	13	11	9	15	11	3	3	571
	小計	(17)	(18)	(23)	(35)	(32)	(17)	(23)	(5)	(3)	(12)	(3)	(12)	(3)	(4)	(207)
	その他	309	249	272	212	186	166	146	24	21	9	13	14	9	15	1645
	小計	(18)	(20)	(32)	(41)	(36)	(18)	(24)	(5)	(3)	(12)	(4)	(12)	(3)	(4)	(232)
	小計	579	462	490	394	395	306	297	47	67	24	61	38	66	46	3272
環 境 省	総合政策局 情報管理部	126	202	176	175	218	215	196	48	45	55	30	11	38	43	1578
	その他	(19)	(35)	(62)	(25)	(26)	(23)	(11)	(4)		(1)				(2)	(208)
	小計	223	243	179	172	124	131	80	21	20	15	34	28	54	15	1339
合 計	延件数	(19)	(65)	(111)	(47)	(53)	(32)	(24)	(9)		(1)		(1)	(1)	(2)	(365)
	実数	349	445	355	347	342	346	276	69	65	70	64	39	92	58	2917
	単独調査		(4)	(12)	(14)	(11)	(11)	(6)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(2)	(67)
	総承認件数		2	1	4	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	23
共 管 調 査	延件数	65	116	168	122	122	65	74	19	6	16	10	26	16	24	849
	実数															
	(1)	30	52	84	61	61	29	39	10	3	8	5	13	8	9	412
	(2)	2591	2532	2533	2328	2118	2173	1865	480	469	449	400	312	440	353	19043
総承認件数																
(1)+(2)		2621	2584	2617	2389	2179	2202	1904	490	472	457	405	325	448	362	19455

承認統計調査の実施機関別・月次別承認件数(報告様式単位)(1)

年(月) 実施機関名		平成18年									平成19年			備 考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
内閣府	経済社会 総合研究所	(4) 1							1	1		3			
	そ の 他						(1)							1	
	小 計	(4) 1					(1)		1	1		3		1	
総務省	統 計 局		2	1				1					4		
	そ の 他	1		1			(1)				3			5	
	小 計	1	2	2			(1)		1		3	4	5		
法 務 省														1	
財務省	本 省	(4)	2				(1)		6	1					2
	国 税 庁														
	小 計	(4)	2				(1)		6	1				2	
文 部 科 学 省		1	4		3		(1)				1	1			
厚生労働省	大 臣 官 房 統 計 情 報 部	2	4	5	10	1	2	3	1	4					
	社 会 保 険 庁														
	中 央 労 働 委 員 会							2							
	そ の 他	7			16	1	10	3		1	2			5	
	小 計	9	4	5	26	2	12	8	1	5	2			5	

- (注) 1. この表は、統計報告調整法により、承認された統計報告を調査票の様式単位で示したものである。
2. 上段()は、他府省との共管調査で、その数は外数である。
3. 農林水産省大臣官房統計部の平成15年6月までの欄は、旧農林水産省大臣官房統計情報部実施のものである。
4. 従来総務省の内訳としていた公正取引委員会実施分は、平成15年4月以降は内閣府のその他の欄に計上している。

承認統計調査の実施機関別・月次別承認件数(報告様式単位)(2)

年(月) 実施機関名		平成18年									平成19年			備 考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
農 林 水 産 省	大臣官房 統計部	6	11	1	2	3	5	12	14	11	1			
	総合食料局			(1)								4		
	林野庁									1				
	水産庁							1						
	その他	7				3	(1)					8	3	
	小計	13	11	(1)	2	6	(1)	5	13	14	12	1	12	3
経 済 産 業 省	経済産業政策局 調査統計部		2	2	1					19				2
	資源エネルギー庁								3		6		4	
	中小企業庁					2			1					
	その他			(1)		(1)	(2)			7	1		6	
	小計		2	(1)	3	1	(1)	(2)		30	1	6		12
国 土 交 通 省	総合政策局 情報管理部		4		2	7		13	4	2	3	4	1	
	その他				4	2	(2)	1	6	2	6		4	
	小計		4		6	9	(2)	1	19	6	2	9	4	5
環 境 省					1	(1)	(1)							
合 計	共管調査 延件数	8		2		2	12							
	実数 (1)	4		1		1	3							
	単独調査 (2)	25	29	11	39	20	18	48	53	21	25	20	34	
	総承認件数 (1)+(2)	29	29	12	39	21	21	48	53	21	25	20	34	

届出統計調査の実施機関別・年次別受理件数

年(月) 実施機関名		昭和	46～	51～	56～	61～	平成	8～								合 計
		41～ 45年	50年	55年	60年	62年	3～ 7年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	
国	新 規	58	54	43	39	32	27	10	1	5	8	8	4	4	8	301
	変 更	69	72	99	108	88	79	81	22	15	23	29	15	30	30	760
	中 止	6		3	7	11		8	1	1	2	1	1	5	5	51
都道府県	新 規	358	282	367	354	355	389	302	84	75	63	67	72	80	63	2911
	変 更	329	299	199	140	177	210	178	40	88	29	74	62	54	87	1966
	中 止	4	4	8	2	15	16	31	8	10	4	4	7	4	24	141
市	新 規	105	82	85	124	139	127	94	36	26	28	240	371	30	38	1525
	変 更	131	65	55	49	61	114	81	12	24	24	16	12	14	15	673
	中 止	1			1	5	2	11	1	1	3		2	1		28
日銀等	新 規	2	6			2			1							11
	変 更	10	9	10	16	16	9	3	2		2	2	1		1	81
	中 止	2		3	1		1	1	1		1	1				11
合 計	新 規	523	424	495	517	528	543	406	122	106	99	315	447	114	109	4748
	変 更	539	445	363	313	342	412	343	76	127	78	121	90	98	133	3480
	中 止	13	4	14	11	31	19	51	11	12	10	6	10	10	29	231

届出統計調査の実施機関別・月次別受理件数

年(月) 実施機関名		平成18年										平成19年			備 考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
国	新 規	1	1	2			1	1	1				1		
	変 更	1		2	4	1		1	3	4	1	2	6		
	中 止				2				1				3		
都道府県	新 規		1	9	3	1	12	14	3	6	5	3	2		
	変 更	15	12	3	10	4	8	10	6	2	3		3		
	中 止	12	1		1		1	1	1	1			3		
市	新 規	1		5	9	7	7	3	1	2	4	2			
	変 更	1	2	2	2	1		3	1	1			1		
	中 止														
日銀等	新 規														
	変 更		1								2				
	中 止														
合計	新 規	2	2	16	12	8	20	18	5	8	9	5	3		
	変 更	17	15	7	16	6	8	14	10	7	6	2	10		
	中 止	12	1		3		1	1	2	1			6		